

平成 25 年第 4 回定例会

朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 25 年 12 月 5 日 開会

平成 25 年 12 月 17 日 閉会

朝 日 村 議 会

平成25年第4回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第71号から議案第76号の上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	12
○散 会	12
○署名議員	15

第 2 号 (12月13日)

○議事日程	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
○事務局職員出席者	17
○開 議	18

○議事日程の報告	1 8
○会議録署名議員の指名	1 8
○諸般の報告	1 8
○一般質問	1 8
武 田 栄 市 君	1 9
塩 原 龍 三 君	2 5
塩 原 操 君	2 8
林 邦 宏 君	3 4
三 村 清 君	3 8
斉 藤 勝 則 君	4 7
○発言の取り消し	5 9
○一般質問	5 9
高 橋 廣 美 君	6 0
塩 原 正 由 君	6 4
中 村 賢 郎 君	7 1
○散 会	7 8
○署名議員	8 1

第 3 号 (12月17日)

○議事日程	8 3
○出席議員	8 3
○欠席議員	8 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4
○事務局職員出席者	8 4
○開 議	8 5
○議事日程の報告	8 5
○会議録署名議員の指名	8 5
○諸般の報告	8 5
○常任委員長の報告	8 6
○常任委員長報告の質疑、採決	8 6

○議案第 7 1 号から議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	8 7
○追加付議事件 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第 7 7 号の上程	9 0
○議案提案説明	9 0
○議案内容説明	9 0
○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第 7 7 号の質疑、 討論、採決	9 1
○閉会中の継続調査の申し出について	9 2
○村長挨拶	9 3
○閉 会	9 3
○署名議員	9 5

平成25年朝日村告示第72号

平成25年第4回朝日村議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年11月29日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成25年12月5日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

不応招議員（なし）

平成25年第4回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成25年12月5日(木) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第71号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

第 6 議案第72号 平成25年度朝日村一般会計補正予算(第6号)について

第 7 議案第73号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

第 8 議案第74号 平成25年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第3号)について

第 9 議案第75号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計補正予算(第3号)について

第10 議案第76号 平成25年度朝日村下水道特別会計補正予算(第3号)について

第11 議案提案説明

第12 議案内容説明

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中 村 武 雄 君	教 育 長	柳 沢 正 喜 君
総務課長兼 会計管理者	塩 原 忠 男 君	住民福祉課長	上 條 幸 代 君
会 計 課 長	筒 井 貞 子 君	産業振興課長	上 條 晴 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 美代子 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

ただいまから平成25年第4回朝日村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 林 邦 宏 君

7番 三 村 清 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（上條俊策君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの13日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果が別紙のとおり報告されております。

監査委員より、例月出納検査結果及び定期監査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（上條俊策君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎議案第71号から議案第76号の上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第5、議案第71号から議案第76号の議案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第11、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。
中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成25年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、近年は異常気象が続いている環境状態でございます。特に本年は、春先の強烈な風じん被害を初め、4月21日の季節外れの降雪、いわゆる雪降り、そして翌日の零下5度から6度にという凍害、その後も梅雨が短く、夏の猛暑、そして秋の台風や竜巻等々、日本列島にさまざまな被害を及ぼした年でございます。

このような条件のもとで、当村の農業は、主要な野菜類につきまして販売価格が比較的安定した推移となり、J A松本ハイランド朝日支所におきます野菜生産販売実績は前年を大きく上回る120%の4億4,000万円の増となりまして、総額約27億円の実績見込みでございます。農家の皆さんには一段と活気があふれておりまして、J Aを初め関係されました皆様に敬意を表するものでございます。

そこで、農業は家族と一緒に働ける魅力と楽しさや、農業は一般サラリーマンより所得がふえ、誇りを持って取り組める仕事という意識が定着するよう願うものでございます。

それでは、この際当面しております懸案事項等につきまして、若干申し上げます。

まず初めに、分譲住宅地造成についてでございます。

当村の人口確保対策及び子育て支援の一環としまして取り組んでおります若者向け住宅地造成事業につきましては計画どおり順調に進行しておりまして、年度内を目標に造成工事が完了する予定でございます。

そこで、本件につきましては土地開発公社の取り組みでございますが、いまだに私どもの地方は、アベノミクスの景気上昇にはほど遠い状況を踏まえまして、若者が求めやすい価格設定になりますよう新しいシステムの取り組みによりまして進めているものでございます。

分譲販売につきましては今月からPRを行い、1月末ころから希望者の現地説明会を実施しまして、3月中旬ころには予約受付を行い、3月末には売買契約をしまいの所存でございます。

既に新聞等報道がされておりますが、価格は坪単価で申し上げますと4万4,000円及び4

万8,000円のコースといたしまして、若者定住促進特典として10%の割引を実施するものでございます。なお、後刻議員の皆様にご説明してまいりまいる所存でございます。

次に、かたくりの里施設の改修についてでございます。

去る10月23日に村社会福祉協議会長から、かたくりの里施設の改修及び譲渡に関する要望書が提出をされました。

かたくりの里につきましては平成7年に建設され、18年が経過しておりまして、当時と現在ではデイサービス利用者のニーズが大きく変化しておりますので、高齢社会の進捗に合った対応が必要と捉えております。

要望書につきましては既に議員の皆さんにご説明申し上げておりますが、改修につきましては年明け後に建設委員会を発足し、改修への取り組みを進めてまいりまいる所存でございます。なお、社会福祉協議会への譲渡要望につきましては、今後議会に相談してまいりまいる所存でございます。

次に、農業についてでございます。

去る10月25日、畑かん施設の西洗馬調整池の上に太陽光発電施設の起工式を行いました。

議員の皆様方には機会あるごとに申し上げておりますが、県は昨年度クリーンエネルギー元年と位置づけましてその施策を発表した中で、農業分野で太陽光発電施設のモデル事業としまして、平成24年、25年の2カ年によりまして県内2カ所のうち当村での事業計画でございます。現在工事中でございます、完成は来年6月ころになる見込みでございます。これから冬季間での作業でありまして、工事が順調に進捗するよう願うものでございます。

ちなみに、計画では10アールの調整池の上に640枚の太陽光パネルを設置しまして、発電量は年間18万キロワット・アワーを予定し、一般家庭32世帯分の年間発電量に相当するものでございます。事業費は2億3,000万円でございます、発電は中部電力に売却をし、右岸上段幹線からポンプアップしております朝日村の畑かんの電気料金等、古見原・西洗馬原農業の維持経費の節減に役立てるものでございます。

なお、調整池は藻が繁殖しておりますので、太陽光の屋根を設置することにより藻の繁殖を防ぎまして、スプリンクラーの目詰まりが予防できると期待をいたしております。

次に、農業の風食防止対策についてでございます。

前回の9月定例会で申し上げておりますが、春先の強風によります風じん被害は、村外の皆様を初め多くの皆さんに多大な迷惑をかけております。しかも、農家の皆さんは肥沃な表

土が損失をしまして、消費者の皆さんからは野菜産地としてのイメージダウンにつながるご
とになります。

当村では、本年度原因発生者として風食防止対策について、従来の取り組みを抜本的に見
直し、本年秋から圃場にエン麦の全面播種等によりまして被害を最少限に抑える取り組みと
し、JAを通じて農家の皆さんに理解と協力について再三周知をしているところでございま
す。

そこで、同様の課題を抱えております隣の山形村と協議を行いまして、このたび共同で風
食防止対策シンポジウムを開催することになりました。2村が共同で同一課題に取り組みま
すことは過去には例がないというように聞いておりまして、画期的なことでありまして、ま
ずは農家の皆さんから十分認識をしていただき、同じ土俵で前向きな議論がされることを望
むものでございます。

開催日につきましては来る12月24日火曜日、午後2時から山形村ミラ・フード館で実施
をいたしますが、パネリストには信州大学農学部の星川教授をお願いしているところでござ
います。議員の皆様を初め農家の皆さんの積極的な参加をお願いするものでございます。

次に、山林についてでございます。

これも前回の9月定例会で申し上げておりますが、県が進めております森林（もり）の里
親促進事業で、長野県第1号として今朝日村と里親の協定を締結しておりますダイードリ
ンコ株式会社との契約は、今年19日で10カ年の契約を終了することとなります。

この間、村には森林整備費として毎年50万円のご協力をいただき、また、社員の皆さんは
例年山林作業のご協力をいただいております。改めて感謝を申し上げるものでございま
す。

木材価格は昭和39年の輸入全面自由化以降木材の低迷が進みまして、山林所有者や林業従
事者の森林離れとなり、国内の木材産業は衰退の一途をたどり、我が国固有の木造文化の継
承に赤ランプがともっているところでございます。

そこで、県は森林（もり）の里親促進事業による山林づくりの一環とした施策を推進しま
して、現在では県内95件の里親制度の取り組みがされております。このうち村内では3件の
里親事業が取り組まれているところでございます。

おかげさまで、このたびダイードリコ株式会社では、引き続き当村と森林（もり）の
里親事業を実施することとなりまして、あす6日でございますが、調印式を行うことになっ
ております。改めてダイードリコ株式会社に感謝を申し上げます。

次に、冬を迎え、ウインタースポーツについてでございます。

まず、スケート場につきましては、老朽化をしました管理棟を、現在東コーナー側、いわゆる遊園地側に新築中でございます。今月の22日日曜日ころには管理棟の竣工、使い始めを始めまして、リンク開きの予定でございます。

ご案内のとおりスケート場は天然リンクでございますので、今後の気象状況にもよりますが、オープン予定の22日は連休となりますので期待をいたしているところでございます。

また、管理棟の新築によりまして、無料貸し出しのスケート靴300足が整然と並び、リンク使用料も無料でありますので、管理棟は暖房がきいておりますことから、付き添いの方々の休憩場所としての利用ができますので、多くの方のご利用を期待するものでございます。

次に、スキー場につきましては、今年14日にプレオープンをいたしまして、21日の土曜日がオープン予定となっております。師走の連休からスキーが楽しめる予定でございます。スキー場につきましては、平成23年に固定式人口降雪機スノーマシン20基を設置をしまして移動式1台を導入したことにより、12月中旬のオープンが可能となっております。連休を初め年末の滑走ができる状況となっております。しかも、料金設定は格安とのことでございますので、大勢の皆さんのご利用を期待するものでございます。

次に、明るい話題を若干申し上げます。

まず、去る11月の村表彰式におきまして、初めて取り組みました朝日村親善大使に、彫刻家の蜜波羅伸三さん、歌手・俳優の上條恒彦さん、医学博士・元信州大学付属病院長の清澤研道先生の3人を委嘱いたしました。

親善大使の方々は当朝日村で育ち、現在では、国内はもとより外国でも活躍をされております。今後は、それぞれの活躍の場でふるさと朝日村を語られ、当村のイメージアップが図られますよう、そして多くの国民の皆さんから唯一の朝日村に関心を持たれるよう期待をするものでございます。

次に、ふるさと応援寄附についてでございます。

前回9月定例会最終日で申し上げますが、東京都町田市にお住まいの呉 修竹さんから、当村の福祉の充実に役立てられますよう4,000万円のご寄附をいただきました。先月村表彰式の後、本人に直接感謝の意を表してまいりました。呉 修竹さんは91歳の高齢ではありますが、かたくりの里が改修されれば当朝日村に来村したい旨のお話となりまして、日々元気に過ごされているようでございます。今後は、呉 修竹さんの善意を尊重しまして、貴重な浄財を生かしてまいる所存でございます。

次に、平成20年度に当村小学校の図書を充実し児童に本を読み聞かせてほしいと50万円

の寄附をいただいております松本市野溝の元小学校校長田中 守先生から、去る10月に同様の趣旨で2回目の50万円をご寄附いただきました。田中 守先生は、お父さんが朝日小学校の教員であったとき、本人は小学校6年生の1年間、朝日小学校で学ばれたとのことでございまして、下宿の新田地区で地元の仲間の皆さんと河原等で遊ばれた懐かしい思い出を語られました。小学校の児童には本を読む楽しさを覚え、本と仲よしになってほしいとのことであります。田中先生の意を十分尊重し教育委員会で対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、去る11月に清沢土建株式会社が創業80周年を迎え、記念事業としまして当村に40万円のご寄附をいただきました。この浄財につきましては、村づくり発展のため活用してまいる所存でございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、規約1件、予算5件の計6件でございます。

まず、規約につきましては、法の改正に伴いまして松本広域連合の規約の一部を変更するものでございます。

次に、議案第72号の本年度一般会計補正予算（第6号）につきましては、2億5,120万円を追加をいたしまして、予算総額を33億3,260万円とするものでございます。

歳入の主なものでは国庫支出金が2,400万円、県支出金は1億4,700万円、寄附金が4,090万円、辺地対策債を4,080万円を増額しまして、土地開発公社への貸付金を700万円減額するものでございます。

歳出の主なものでは障害者自立支援給付費の増額に1,370万円、住宅リフォーム補助の増加で300万円を追加しまして、道路等の財産購入に4,080万円等が主なものでございます。

そのほか、基金へはふるさと応援基金に寄附金の4,090万円を積み立てまして、国の施策であります臨時経済対策で今後予定をしております施設整備のために、ひとまず地域振興基金に1億2,790万円を積み立てまして、保健福祉基金には2,820万円を積み立てるものでございます。

次に、議案第73号、74号につきましては、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計でございまして、それぞれ給付費の増加に伴いまして増額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第75号及び76号につきましては、簡易水道特別会計及び下水道特別会計でございまして、土地開発公社が取り組んでおります上組向陽台地籍の公共用地にかかわります

水道・下水道の各施設を村の所有とするため、それぞれ必要経費を増額するものでございます。

なお、今会期中には水道の請負契約及び人事案件について追加提案させていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第12、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時32分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時33分

○議長（上條俊策君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時33分

平成25年第4回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成25年12月13日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
総務課長兼 会計管理者	塩原忠男君	住民福祉課長	上條幸代君
会計課長	筒井貞子君	産業振興課長	上條晴彦君

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 齊 藤 勝 則 君

9番 高 橋 廣 美 君

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（上條俊策君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。発言台にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら事務局よりリンでお知らせをいたします。

◇ 武 田 栄 市 君

○議長（上條俊策君） 最初に2番、武田栄市君。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2番、武田栄市です。

私は、今回の一般質問におきまして、2つのことにつきましてお伺いをしたいということがございますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、国民健康保険財政についてということであります。

国では、医療費の削減、患者の薬剤費の軽減を図りたいということで、ジェネリック医薬品、後発医薬品ですが、この使用促進について目標を定めて取り組んでおります。

現在、朝日村の国民健康保険の財政も、医療費の伸びで非常に厳しくなっているということでもあります。基金の取り崩しも限界に近づいていると言われております。こうした状況を踏まえまして、ジェネリック医薬品の使用の取り組みをしたらどうだろうかということでもあります。近隣の自治体では、塩尻市が取り組みをしております。新薬より価格も安いジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額通知というものを出示しております。また、松本市でも、同様の取り組みを今年度から始めるという方針を打ち出しております。

こうしたことを踏まえまして、朝日村におきましても差額通知を出すという取り組みをしたらどうだろうかということですが、村のお考えをお聞きしたいということですが、よろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 武田議員のジェネリック医薬品差額通知を出したらどうかというご提案でございますけれども、朝日村の国民健康保険の運営は年々厳しくなっております。やはり、今回の補正予算にも保険給付費の増額をお願いしているところでございます。今年度は国保税の税率の改正はいたしませんでしたが、来年度以降は検討しなければならない状況となっております。

ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費を抑える努力が必要ではないかということでございますけれども、ジェネリック医薬品というのは、低価格なのに安全性や効き目は新薬と同等と認められる後発医薬品のことでございます。後発医薬品は開発時間や経費が少なくて済むので、安く価格が設定できるということでございます。

朝日村でも、ここ3年ほど、保険証の更新時に合わせ、ジェネリック医薬品希望カードというのを被保険者の皆さん全員に配布いたしました。被保険者の皆さんに意識していただくということは大変大切なことでございますので、ジェネリック医薬品のことについて広報を続けるということは、今後してまいりたいと思っております。全ての治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんが、徐々に知名度が上がりまして、病院や薬局で推奨されるようになってまいりました。

議員ご指摘のジェネリック医薬品の差額通知でございますが、近隣でもそういうものを発送している自治体もございますので、費用対効果を勘案しながら今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） つい最近と申しますか、新聞にも出たんですが、塩尻市の取り組みは以前から行われておりました。新聞報道によりますと、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度、塩尻市内の加入者1人当たりの平成24年度医療費が前年度比で1.7%減ということで、制度始まって以来、初めて前年度を下回ったという結果が出ているわけでありまして。このことについて、保険者である県後期高齢者医療広域連合が、昨年始めた新薬より価格が安いジェネリック医薬品——後発医薬品ですが——に切りかえた場合の差額通知の効果が出ているということを言っております。それに加えまして、市の広報などで定期的に医療費の適正化を呼びかけたということで、市民の意識も高まってそういった結果が出てきているということが報道されました。

松本市でも同様の取り組みを今年度から行うということで、ジェネリック医薬品を希望す

る患者がその意思を医療機関に伝えやすいように後発医薬品の希望カードというものを保険証と一緒に窓口で提出する仕組みというものを構築したらどうかという議員提案がありました。これも、私は一つの方法ではないかと。

朝日村の場合には、保険証にシールを張るようになっておりますね。そういうこともあって、医療機関でも、あるいは薬局でも、希望者にはジェネリック医薬品をとということで勧め、私も勧められました。確かに安くていいなというふうに思っておりますし、それが医療費全体の低減につながれば、これにこしたことはないというふうに思っておるわけでありませう。

そういうことで、先ほどの差額通知、これも非常に手間がかかるということだろうとは思いますが、そこら辺、費用対効果を考えて検討していきたいというお話がありましたが、ぜひこういったようなことを進めていただいて、最近医療費が物すごく上がってしまっているという状況に立ち至っているわけなんです、そういうことも含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいということでもあります。

村の保険税の引き上げもさらに検討しなければいけないというお話が今ありました。昨年でしょうか、9%引き上げを行ったわけなんです、こういったことによって保険税の負担も大きいという声も聞きます。そういったことも含めまして、ぜひ、そういった医療費を下げるという取り組みをやっていただきたいということでもあります、そこら辺のところを、課長さんの考え方をお聞きしたいということです。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 医療費が年々高騰し大変なことになっているというのは、日本国全体の問題でもございますし、朝日村、個々の保険者も大変苦慮しているところでございますけれども、やはり、被保険者の皆さんの医療費を無駄にしない、大切に使うという意識も大変重要なことかと思っておりますので、そのような広報なりをこれから進めていきたいというふうに考えております。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） それでは、ちょっと話が違いますが、朝日村の医療費は県下でも安いほうだということを言われております。それに反しまして保険料は高いというお話も聞く

わけなんです、そこら辺のところの相反するような状況なんです、どういった要因というか、医療費は安い保険税は県下では高いほうだということをお聞きするわけですが、そこら辺の関連というものはどういったことなんでしょうか。私もどういふことかなというふうに思うんですが、そこら辺のところのことがわかればお話しいただければと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 武田議員の国保財政についての状況であります、まさに、1人当たりの国保に関する関係は、医療費は県下77市町村の中で安いほうから6番目の位置です。国保税が高いと言われましたが、私が村長に就任したときは、まさに、この平で一番高かったです。今は中間であります。それは、私は就任以来国保税を一度も上げておりませんので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

他の市町村がどうかというのは、実は、国保会計に一般財源を充てていると、そういう状況のところは何カ所もあります。松本市も塩尻市も一般会計から国保会計に財政支出をしている。そういう中で抑えているということでもあります。ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問はありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今、村長のお話がありました。以前は高かったが、最近では引き上げも少ないということで、中ほどだというお話であります。最近、国民健康保険の財政を安定するために都道府県単位に統合するということを国のほうでは考えているところもあるんですが、なかなか難しい問題があるようなんですが、そこら辺のところの動きというものはどんなふうなことで動いているのか、もし村長のほうでわかれば、お聞きしたいということです。

○議長（上條俊策君） はい。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 都道府県が保険者になるという話は前々からございまして、平成29年度から都道府県が保険者になるというような方向性が示されております。それに向かいまして、県では、統合するための準備を着々と進めているという状況でございます。具体的には、まだどうするとか、事務的なものは決まっておりますけれども、保険者の意見

を聴取したりということは始めております。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問はありますか。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 以上でこの質問は終わります。

○議長（上條俊策君） 武田栄市議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2問目なのですが、通学合宿についてということであります。

小学校の高学年を対象に、数日間にわたり共同生活をする通学合宿について、県教育委員会によりますと、本年度は13市町村が23カ所で実施するということとあります。近隣では山形村が昨年からはじめているわけなのですが、生坂村、麻績村が実施するということとあります。朝日村の教育委員会としまして、来年度以降どのように考えていかれるのかお聞きしたいということとあります。

なお、この取り組みは、長野県総合5か年計画の「しあわせ信州創造プラン」に基づくもので、異年齢集団での共同生活の機会を与え、生活体験を通じて自立や社会性を育むということを目的にしているようであります。地域の公民館、あるいは学校など宿泊可能な施設で、子供たちが共同生活を行いながら通学をするという取り組みのようではありますが、朝日村としてはどんなふうを考えているのか、教育長のお考えをお聞きしたいということとありますが、お願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） それでは、武田議員の通学合宿についてお答えをしたいと思います。

ちょっと聞きなれない言葉かと思えます。通学合宿とは、先ほど武田議員の説明されたように、異年齢集団、これは、同学年ではなくて、1学年から6学年それぞれ入りまじってということとございます。家族と離れて、共同生活を通じて協力し合う心を育むこと、基本的な生活習慣を確立していくことを目的に取り組むものと理解をしております。

そこで、県内の取り組み状況でございますが、今年度は、今武田議員が申し上げましたように、13市町村、延べ23カ所で取り組むと言われております。取り組むにつきましては、

宿泊場所を公民館などの公共施設として、対象学年は4年生から6年生が非常に多いということですが、日程的には、2泊3日から1週間くらいの期間で行われているようです。松本教育事務所にお聞きをしますと、取り組む市町村の中では、早いところでは10年くらい前からやっていると。ただし、最近取り組みが始まったばかりであるということですが、今後ふえていく傾向にあるとのことでございます。

実は、朝日村でも、わくわく館で、これは通学合宿とは違うんですけども、お泊まりの会というようなことで、夏休み中に1泊で行っております。つまり、異年齢集団の中でそういった体験をさせているということでございます。ことしは33人の児童が参加をしております。教育委員会としましても、通学合宿そのことにつきましては、大切な取り組みであると考えております。しかし、課題もございます。宿泊場所、かかわる方々、ボランティアの皆さんの関係とか、保護者の理解等々がございます。定例の教育委員会の中でもこの件については話題が出ておりますし、今後関係者の皆様方と相談をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問はありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今、教育長のお話にありましたように、わくわく館でもことし1泊で行ったということで、33名の児童が参加したということであります。どういう形にしる、こういった集団生活というか、そういったことをやるということは、非常に大事なことでないかというふうに思っております。通学合宿では、家族と離れて、テレビやゲームがない環境で、保護者への感謝、自立意識、社会性を育み、公共マナーを学ばせるということでありますので、これは、わくわく館の中でそういうことが行われても同じような成果が得られるのではないかというふうに思っておりますので、無理に学校ということではなくてもいいのではないかというふうに思っておりますので、わくわく館のほうでもしやるということになれば、1泊ということでありますが、事情が許せば2泊3日というような形も、さらに進めていただければというふうに思っております。

いろいろ学校と地域とのかかわりということで、これもそうなんですけれども、長野県でも本年度から信州型コミュニティスクールの導入を進めて、やってきております。これは、近隣では山形村がモデル校ということで取り組みを行っているわけなんです、やはり、地

域とのかかわり、保護者とのかかわりというようなことを県のほうでも強めてきて、学校と地域とのかかわりというものを強めてきておるということでありますので、ぜひそういった面においても進めていっていただければということではありますが、そういうことをお願いしながら、この質問については以上で終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで武田栄市君の一般質問は終わりました。

◇ 塩原龍三君

○議長（上條俊策君） 次に、3番、塩原龍三君。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 3番、塩原龍三です。

私は2件の質問をいたします。

まず最初に、小ブナ釣りができるようにため池の整備を。

私のところへ、村内に住む方から、村内にある堤、ため池のうち、魚釣りに適している堤を魚釣り栈橋などの整備をしてほしいと言ってまいりました。私は、村内の堤のうち、フナが釣れる池に対して釣り栈橋を設置するなどして整備していったらどうかと思います。朝日村のような村へ、人々は、永住目的や観光目的の人も、ふるさとイメージを求めて来る人が多いと思います。文部省唱歌「ふるさと」の中にも「小ブナ釣りし」と歌われているとおり、ふるさとイメージには小ブナ釣りが必要不可欠であります。小ブナ釣りは、病んだ人の心を癒やす力があります。また、子供の情操教育にも適していますし、親子のフナ釣りはきずなも深まります。いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の小ブナ釣りができるようにため池——村では堤という表現をしていますが——に栈橋をとということでございます。

議員ご提案での釣りにつきましては、小春日和の日差しの中で釣りを楽しまれることは、

穏やかで和やかな、いわゆる平安な情景が思い出されるところでございます。そこで、村内の各堤、ため池につきましては、それぞれ複数の所有権となっておりますことから、共同所有者の考え方に左右されるものでございまして、そういった地権者の皆さんの積極的な対応に期待をするところでございます。

そんな中で、栈橋等を設置することに関しましては、子供の遊び場、情操教育というよさもありますが、危険施設でもございますので、十分な監視体制や整備が求められることになるわけでございます。そういったことを含めまして、これは、やはり、所有者の皆さんがもっとそういった考え方を持って取り組んでいただければというように思っておりますが、このことにつきましては、行政主導というのにはなじまないというように捉えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原龍三議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 行政主導というのはなじまないとおっしゃられますけれども、村長もさっき言ったみたいに、絵になるという話ですから、そういう話を村民にしてみたらどうかと思うんですが。いわゆる行政主導ではできないけれども、皆さんどうですかと。私が言うより村長が言ったほうが強いので、それはどうですか。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 機会がありましたら、いわゆる、そういう皆さんとの話の中でということになるかと思いますが、話し合いはしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 満足な回答を得られましたので、期待して、これで終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原龍三議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 2問目の質問です。

特別養護老人ホーム「ゆめの里」から東京電力新信濃変電所の北隅のところまでの道路拡

幅について質問いたします。

特別養護老人ホーム「ゆめの里」ができたころは何ともなかったのですが、最近は大原桜台の住宅戸数も、23戸ぐらいから50戸に迫る勢いになっております。一般車の通行量が多くなってきています。その道に入ると、3回に1回以上の確率で対向車に出会うこととなります。そのすれ違いも、十字路で対向車を待つということがしばしばという状態です。東電道路から下古見、中古見、芦之久保へと結んでありますけれども、道路幅をその道路並みに拡幅をと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の2問目の質問、特養「ゆめの里」から東電の北隅までの道路拡幅ということでございます。

この道路は村道大原22号線でございます。現在幅員は4メートルありますけれども、舗装の車道は3メートルとなっております。下古見から鉢盛中へ通じる、塩原議員の前を通る古見幹線1号、あの3差路から特養老人ホーム「ゆめの里朝日」へは、平成21年に幅員を6メートルに拡幅してございます。ということは、古見幹線1号から「ゆめの里」へ入れるように、あそこは片側の地権者からご協力をいただきまして幅員を広げました。それから後は、東へ向かってはそのままに、いわゆる農道になっておりますけれども、しかしながら、議員ご指摘のとおり、農作業車以外の一般車両の通行がふえていることも事実でございます。

そこで、道路状況につきましては、先ほど申し上げましたように、幅員4メートルですが舗装が3メートル、それから、いま一つは、あの間は道路の起伏がありまして、現状ではスピードが出せる状況ではないようになっております。そういうことも含めまして、今の幅員の4メートルまで有効活用するのは1つの案かなというように思っておりますので、国・県の補助制度等を含めまして、今後、これにつきましては古見原農地全体の補足整備の中で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 村長の前向きな回答をいただきましたので、これで終わります。

○議長（上條俊策君） これで塩原龍三君の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 操 君

○議長（上條俊策君） 次に、5番、塩原 操君。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 5番、塩原 操です。

1つ、児童に読書習慣の定着を。

今、文字離れが、一般的におきましても大きく取り上げられている問題でございます。当然児童の方々も、やはり、何と申しますか、文面に書かれた形での文字を見る時間が少なくなっているのが一般的な傾向であると言われております。私どもは、やはり古い人間ですので、読書という形で自分の中で得られたさまざまな知識というものははかり知れない。もちろん、文字以外の形で、あるいは勉強という形の中で、さまざまな人間形成が行われているわけでございますが、近年、電子辞書とか、パソコン、スマホ、それからタブレット端末、もちろん、教育というものをどういう価値観で捉えるかによって、さまざまな教育が行われておるかと思われるわけでございますが、それはそれ、当小学校におきましては、図書館を利用したような形の中で、あるいは読書習慣とか、そういうような形の中で、児童の皆さんの教育にどのような形でそれが行われているのか、その辺について、教育長でなくても結構ですが、お答えいただきましたらと思います。よろしく申し上げます。

以上。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） それでは、塩原 操議員の児童に読書習慣の定着をという質問でございますが、まず、学校図書の状態を申し上げます。小学校図書館の蔵書数は1万2,500冊でございます。本年度は予算が100万円の図書購入費によりまして新刊を購入しながら、その入れかえをしているということでございます。この中には、ふるさと応援寄附金を活用させていただいているケースもございます。それから、児童1人当たりの年間の平均貸し出し数

が135冊という、非常に多い冊数でございます。

小学校図書館教育の狙いということでございますが、よい読書習慣を身につけさせる、本を読む楽しさに浸る、調べ学習を充実させるための図書館活用ということございまして、これにより、豊かな心、確かな学力を身につけるといことが狙いでございます。

では、実際の活動内容はどうかということでございますが、日常の図書の閲覧、貸し出しのほかに、朝読書、朝本を読む習慣、それから、図書の読み聞かせを読書ボランティア——27人おります——によりまして年間10回、職員による読み聞かせが年間8回、いずれも全学年で朝取り組んでおります。そのほか、ペア読書といって、これは低学年と高学年が一緒になって読書を行う、各学期に1回は行うということでございます。以上のような取り組みを、図書館の司書、職員を中心に進めているところでございます。

小学校に聞きますと、児童1人当たりの年間の貸し出し数が135冊という数、これは近隣の小学校と比べても多い状況であるということでございますし、松本教育事務所の主幹指導も、小学校を訪れた際には、この冊数については県内でも多いということございまして、非常に読書の習慣が定着をしているという評価をいただいているところでございます。そういったわけで、当朝日小学校では、活字離れという現象は当てはまらないということを校長も申しておりました。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原 操議員、再質問はありますか。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 今、ありがたいお言葉を頂戴いたしました。当小学校においては活字離れというようなことは、数字的なそれから推しはかっても心配する必要はないと、本当にうれしいことかと思えます。やはり、読書というのは、電子辞書とか、あるいはタブレットとか、いろいろな形の中でもあれなわけですけれども、何と申しますか、自分を感じるというか、思索の時間とか、小学生であっても5、6年になると哲学的なものが入ってくるとか、そういうようなことにおきましても非常に大事な、アメリカあたりなどでは読書離れが物すごい形で、新聞なんかも本当にやっていけないような、そんなような状態だそうでございますけれども、それはそれで、別な形で、やはり、今の形の中で補っておられるようございまして、結論的に、今教育長が申されました私の質問項目は、朝日小学校では読書離れは心配要らないと、本当にうれしことだと思えます。多分、朝読とか、そういうような形の中でそういうことを補っているのではないかと思います。

ありがとうございました。以上でございます。

○議長（上條俊策君） これで塩原君の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 2点目、婚活支援と住みやすい環境づくり。

何か、住みやすい環境づくりといっても大変なことですが、その辺もひとつタイプアップした形でご回答をお願いできたらと思います。

人口減少というのは、一般的に社会の活性化が阻害される。わけても経済活動等におきましては、人口減少、イコール、経済の不活性化につながる。不確実な社会情勢の中で、皆さん頑張っているわけですが、もう少し子供さんを産んでくださいということなんですけれども、ある新聞によりますと、これは余り著名な新聞ではないので、どの新聞だということも出せなくてちょっと申しわけありませんけれども、心配することもないだろうと。国によっては、人口が増大しているような国もある。また、市町村においても、やはり人口が増大しているところもある。ですが、やはり、総合的には、先進国と言われるところは人口が減っている。また、村サイドにおきまして一般的に減っていく。これからは何とかしてというのが現状かと思われまます。

当朝日村でも、婚活支援におきましては、昨今、商工会議所の皆さんもあれしまして、山形さんと合同であれしましたから、本当に2村が合同ということは、朝日村という枠を超えた中で、できたらもうちょっと広域的な形をお願いできればと思うんですが、そういうような形の中で、やはり、そういう支援活動、かつ、単なる活動ではなく実のあるものにつなげていく。

そして、一番の大きな問題は、結婚されない方々は、私が結婚をして子供を育てていくには不安だと、いろいろな社会環境が整っていないということが一番の問題なようでございますが、地道にひとつ、朝日村なんかは、レタス農家が今物すごい。川上さんでは1億円上げたと、藤原さんですかね、本当にぶち上げましたけれども、朝日村長も、朝日ではとにかく農協さんが24億円ですかね。そういう中で、朝日農協さんは平農協の中で群を抜いている。やはり、核になる農業の皆さんが、そういう形の中で、経済的にも元気を出している。そうすると、やはり、東京からも、本当は地元のうちの娘や子供がみんな出て行ってしまいうではいけないので、金が上がればそこに土着します。

これは質問項目でなくて、ちょっとそれで申しわけありませんですが、ひとつ、婚活支援と住みやすい住環境というようなテーマで設定しましたので、お答え願えればうれしいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の婚活支援と住みやすい環境づくりということですが、朝日村は、住みやすい環境づくりは幾つもの施策を打ち出し、取り組んでいるところでありまして、これにつきましては、塩原議員から十分ご理解をいただいているというように理解をしておりますが、現状の朝日村に不満があるとするならば、これはそういう意味合いで指摘をしていただければ、対応してまいりたいと思っております。

そこで、婚活支援ということですが、ご案内のとおり、人口減少の進捗は極めて歯どめがきかない我が国の流れであります。そういった中で、地域経済を初め、地域の生活、活力に大きな懸念がされているのは事実でございます、そういった意味では、人口確保対策には幾つかの施策で取り組んでおりますが、その中でも重要なテーマは、今議員が申されましたように未婚者の結婚対策でございます。このことを理解され、本年6月に婚活支援ボランティア、しあわせ信州朝日村のグループ活動が始まっております。過日活動の報道がされておりますが、年明けの3月には婚活イベントを実施する計画とのことでございます。このような機会に多くの未婚男女が参加されまして、実の結ばれるよう期待をするところでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） どうもありがとうございました。ひとつよろしくお願ひをします。

以上です。

○議長（上條俊策君） これで塩原君の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 3件目、風食被害に抜本的な対策をお願いしたい。

風食被害は、消費者と書いてありますけれども、消費者というのは、レタス等、いわゆる

葉ヨウ菜を消費してくださる皆さんを指しております。そういう買っていただく皆さん。それから、そういう葉ヨウ菜を食べてくださる、食としてのそれと、いまひとつ、この地域に住んでくださる、定住してくださる大勢の皆さんの住環境に大きな影響を与えているのではないかと。

本当にもう何年も、風食対策については皆さん知恵を絞って、いろいろな形でやっておられることですが、なかなかこれという実績が上がってこないのが現状ですが、とにかく、何とかしていかなければという形で進んでいかないと、やはり、朝日村の葉ヨウ菜を主体とする農業の存続自体にも安閑としていられないのではないかと。そういう中で、何としても抜本的な対策を打ち出してもらいたい。これがお願いでございますが、現状等、いろいろお聞きしているわけですが、また改めて、ひとつ風食被害等についての現状、あるいはそれに対する抜本的な対策もひっくるめてお願いできたらありがたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員の風食被害に抜本的な対策をとというご質問でございます。

風食被害対策につきましては、村では平成元年から取り組みを始めまして、平成11年には組織の見直しによりまして、村、県、農業委員会、JA、生産者の代表で、村独自の風食防止対策委員会を発足しまして、対策を図ってまいりました。また、平成16年には、松本市、塩尻市、山形村及び当村の2市2村で松本南西部地域農地風食防止対策協議会を組織しまして広域的な対応を行ってきておりますけれども、なかなか有効な対策が図れず、新たな取り組みのほか、有効な対策につきましては、調査研究を行っているところでございます。

これまでも、最も有効な風食防止対策とされております小麦、ライ麦の作付を進めてまいりましたけれども、こうした越冬する麦類につきましては、風食の発生時期の後にロータリーで圃場にすき込むと、残った根が春野菜の定植に影響するため、農家の皆さんは、春先に影響がないよう秋の段階でロータリーですき込んでしまうということで、成果があらわれていない状況にございました。このため、今年度、朝日村風食防止対策協議会におきまして、従来のこの取り組みを見直し、冬枯れするエン麦の全面播種を推進することとしまして、これに伴う種子代につきましては、村が全額助成することとしております。春先の定植前まで

圃場ではロータリーをかけないよう、農家の皆さんには十分ご理解をいただき、取り組みにご協力をお願いしているものでございまして、来春圃場を調査しまして、成果の状況を確認することとしております。

また、松本南西部地域農地風食防止対策協議会におきましても、今年度、新たな技術対策の研究としまして、塩尻市の岩垂の圃場におきまして、水と化合することで土壌の表面を硬化させる酸化マグネシウムの散布を試験的に行っております。これにつきましては、現在、散布方法、土壌への影響、冬期の霜柱などによる影響などを調査しているところでございます。さらに、来春の風食の発生が予想される気象条件があらわれたところで、農業用トラクターで土壌耕起を行うことで、表面の風化した土壌と地下部の湿った土壌をまぜ合わせて飛散しにくい土壌をつくる試験圃場を、当村のほか、塩尻市、今井に設置する計画でございまして、抜本的な対策に向けた取り組み、研究調査を行っているところでございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） ただいまの課長の答弁ありがとうございました。

ますますの強力な風食対策に向かって、全力を尽くして進むようお願いをするものでございます。

以上、ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原 操君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時15分からということをお願いします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時15分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（上條俊策君） 次に、6番、林 邦宏君。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、2問についてお伺いしたいと思っております。

まず1番目といたしまして、ふるさと応援寄附金について。

当定例議会の補正予算の歳入で、当村にゆかりのある方々から総額4,090万円もの高額な寄附を賜り、ふるさと応援基金として積み立てることができ、感謝いたしております。

ホームページで当村のふるさと納税の案内を検索すると、寄附の活用は、自然、農業、福祉、教育と文化、その他など5分野から選択くださるようになっております。朝日村を全国にPRするためには、寄附金のお礼の要綱を定め、寄附金額に応じて農業立村の特産野菜やカラマツ材の加工品、山の幸、施設利用券など、お礼の品を贈呈し、当村との交流を促し、かつ村民の活性化が期待できるのでは。村長はいかがお考えか、所信をお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） それでは、林議員のふるさと応援寄附金についてお答えをいたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、平成20年からスタートしておりまして、ことしで5年目を迎えております。毎年10人近い方からご寄附を頂戴しているところでございます。寄附金につきましては、どの自治体でもその寄附金額を伸ばしたいと、お礼などもさまざまな工夫がされているところでございます。村では、3万円以上の寄附者に対しましてお礼を差し上げているところでございます。そのうち10万円未満の寄附者には、村特産の柿ドレッシングの詰め合わせ、また、10万円以上の寄附者にはJAの野菜ボックスを送っているところでございます。議員ご提案の木製品や山の幸につきましては、寄附者の思い等を加味しながら、適当なものがあればお礼の品物としてもよいと考えております。

寄附金を伸ばすには、基本は人と人とのつながりによるものと理解しております。今後も応援したくなるような村づくりと、その情報発信に心がけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 先ほど課長のほうから答弁がございまして、これは確かに平成20年から始まっていて、当村では、聞くところによると初年度は18件ぐらいあり、それから、2年目は7件、3年目は7件、4年目の平成23年度は6件、それから平成24年度については8件というようなことで、発足した当時は、やはりそれなりきの寄附をくださる方があると思うんですけども、年を追うごとに減っているということで、ホームページを見る範囲で、やはり、それぞれの自治体がそれぞれの工夫を凝らしてホームページを作成して、それを納税者というのか、そこに協力してくれる方にPRしていると思いますけれども、当村のホームページを検索した際に、当村へ納税の思いが募ると思われるかという、実際はやっけていても、3万円とか10万円とか、そういう中でそれ相応のお礼は提供しているんでしょうけれども、現実としてはそれが見えてこないというような形ではないかなということで、私は、そういう要綱をしっかりとふるさと応援のホームページに載せて、どなたが見ても、そういう活動をやっているんだ、そういう動きをしているんだということがわかるような、そういうホームページにしたらいいのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。そういう意味で、要綱をぜひ定めて対応していただきたいと思うんですけども、お願いいたします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） 確かに、よそのところで、ホームページでいろいろな取り組みが行われております。中には、そこまでしていいのかどうかというくらいのお礼をされているところもございます。村のほうでは、今年度ホームページの更新を予定しております。その中には、当然ふるさと応援寄附金の関係も少し新しいものにしていけたらというふうに思っておりますので、そのほうに反映できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 11月に村の表彰式において、朝日村の親善大使を、各分野で活躍されている3名の方を委嘱されて、対応するのではないかというふうに思っていますけれども、ふるさと応援寄附に対しては、その親善大使の方にどのような対応を期待されているのか、その辺をお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（上條俊策君） 総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） 3人の親善大使の皆さんにつきましては、村のいろいろなPR等をしていただく中、やはり、先ほど申したとおり、人と人とのつながりの中から、そこで村に応援をしたい、寄附をしたいという方が出てくるのが一番いい形になるかと思えます。例えば、お礼のものにつられて寄附をされるというより、人と人とのつながりの中から村の応援者となっていただきたいというように考えますので、親善大使の皆さんにつきましても、そんなお願いをしていきたいと思っております。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 確かに、基本的には、自分のふるさとながらない人が、例えば、ホームページを見て、こういうところだったら私も寄附をしたいなというような気持ちを起こさせるようなホームページをぜひつくっていただいて、全国にいろいろな形でPRできて、また、そういうことで、いろいろそれに対してのお礼なり何なりを贈呈することによって、またそれから輪が広がっていくというような形で、やはり、何ですか、寄附していただく方に対してはそれなりきの謝礼を提示して、なおかつ、その意のあるところを、やはり、行政側でしっかりと定めて、そして対応していったら、最終的には、人と人とのつながりをいい方向に導いていただき、そして、なおかつ、親善大使の人たちが多くの村のPRなり、そういうタンスの中身の引き出しをより多くして、対応ができるような背景づくりをしていただきたいと思えます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（上條俊策君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 鉢盛山頂上の眺望について。

「山の日」も定まり、野俣沢林道整備が計画どおり推移し、冬季から春先に向け、林道にふぐあいが発生しなければ、待望の開山祭を経て、7年ぶりの鉢盛登山の再開となります。

鉢盛山の高さは、残念ながら、頂上も樹林帯の領域で樹林で覆われ、頂上からの眺望は期待できません。登山者の満足度を満たすためには、眺望を阻害している樹木の除去が解決策です。御嶽や乗鞍岳の眺望を阻害しているのは、木祖村側の国有林の樹木です。下界や美ヶ原、八ヶ岳方面は当村、常念岳、穂高連峰や槍ヶ岳方面は松本市の波田と奈川です。これらの眺望の阻害要因を除去して、日本三百名山の魅力が遺憾なく発揮できるよう、関係市村との折衝に最善を尽くしていただきたいと思っております。阻害樹木の伐採等は、「鉢盛山みんなで作る新登山道プロジェクトⅡ」で対応できると考えております。

以上についてお伺いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、林議員の鉢盛山頂上の眺望についてということでございます。

鉢盛山の山頂につきましては、現在松本市と木曾郡木祖村の3市村で頂きを分けておりまして、山頂に隣接する全ての森林が水源涵養保安林の指定を受けているため、伐採にはそれぞれ県の許可等が必要になるものでございます。このうち、松本市の旧奈川村と木曾郡木祖村でございますけれども、こちらは国有地でございます。森林は、旧奈川村が大白川国有林、木祖村が小木曾国有林となっております。いずれの国有林も中部森林管理局で管理を行っておりますが、鉢盛山周辺の森林は原生林でありまして、植林した人工林ではないため、国有林の森林計画上、森林整備を行う計画がないということで、基本的な取り扱い上では、伐採は難しいようでございます。また、各市村と連携して眺望を阻害している樹木を伐採するにも、各市村の考え方もございますので、調整は難しいのではないかと考えております。

また、林議員がおっしゃられますように、日本三百名山として、樹木を伐採して眺望をよくし、登山者の満足度を満たして大勢の登山者に登っていただきたいということだと思っておりますけれども、鉢盛山につきましては、原生林、高層湿原の権現の庭のほか、オサバグサなどの高山植物がありまして、貴重な自然環境や植生を残している山であります。こうした自然環境は村の財産でもございます。村としましては、大勢の皆さんに登山をしていただくこと

よりも、今の自然環境を長く後世に引き継いでいくことが最も大切だと考えておりますので、貴重な原生林を伐採して眺望をよくするのではなく、現状のままで村民の皆さんや登山者に登山を楽しんでいただければと考えております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 再質問ではないんですけども、内容については理解いたしました。いずれにしても、自然のままで残したいということにもそれなりきの説得力もございませし、幸いかな、頂上からずっと奈川寄りへ行きますと眺望も開けるといふようなことで、そういうことであれば、今回の頂上直下の三角点というのか、あのところの眺望の件だけを望めばそういう形になりますけれども、自然を残したり、それから、尾根をずっと伝われば、そこが眺望が開けるといふようなことで、それで対応すればといふようなことで、従来のままといふような結果になりそうなんですけれども、それについては、その内容で満足せざるを得ないかなといふふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（上條俊策君） これで林 邦宏君の一般質問は終わりました。

◇ 三 村 清 君

○議長（上條俊策君） 次に、7番、三村 清君。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 7番、三村 清です。

私は、2点について質問をいたします。

まず1点ですが、消防団の運営についてお伺いしたいと思います。

本年度は、朝日村消防団第4分団が非常に活躍いたしまして、県大会まで行き、我々も一緒に応援に行ってきたわけですが、2年間にわたって苦勞なさいまして、非常によい成績をおさめたということで、朝日村消防団にとっても歴史に残る1年ではなかったかと思うわけ

であります。

その中でも、音楽ラップ、これも毎年参加しておりまして、村の中ではいつも非常にいい成績を残しているわけですが、このラップ班、彼らはラップ隊と呼んでおりましたけれども、お聞きするところによりますと非常に意欲的でありまして、ぜひもっといい演奏をしたいということで、この前も張り切って私たちの会話の中に入ってきておったわけですが、なかなか現状では難しいということでありまして、要するに、定年になってやめていってしまう人もいます。または、各分団から上がってくるという人もいます。私も余り音楽の演奏のほうは得意なわけではありませんが、あれは、トランペットを吹くよりも、同じ音を出すのは大変だなと、見れば一目でわかるわけでありまして、そういう新しい人を同じレベルまで引き上げるということとはなかなか大変だということでありまして、彼らは、素質のある、音楽をやってきた人、そういう人たちをピックアップして、音楽隊としてぜひ活躍していきたいということをお願いしておりました。

それで、私もいろいろ条例等も調べてみたわけですが、条例等に関しては、余りそういうものは関係なく、運用でできるのではなかろうかと思っております、要するに、ラップ班は、条例からいきますと組織の中では本部に属してラップ班になっているわけですが、現実には、運営上、下から上げていただいて、両方兼務でやっているというような状況になっております。彼らが今何とかこのラップ隊をよくしたいということで、意欲的に取り組んでおりますので、これを何とか独立して県下でも誇れるようなラップ隊にできたらということで、運用の問題であると思っておりますので、ぜひ、その辺の考え方をお聞きしたいと思っております。

それから、これはちょっと蛇足になりますが、機能別団員という言葉がこの条例の中にも出てくるわけですが、音楽ラップ班がこれに属するのかなど、その辺についてもついでにお聞きしたいと思っております。

次に、2点目として、消防委員会の条例によりますと、やはり、これも調べている中で消防委員会の条例等もいろいろ見たんですが、これを見ても、さっとただ目を通しただけですが、その中でもちょっとおかしいなというところがたくさんありまして、まず、村会議員においては、議員のうちから推薦した者5人以内ということになっておりまして、私たちはこの委員会がよくわからないのですが、消防はっぴをもらった人が委員なのかなということで推測いたしますと6人になるのではないかと思いますので、そこら辺につきましてもお伺いしたいと思います。

あと、委員会に会長を置き委員が互選する。それから、常会は毎年1回招集するというこ

とになっておりますが、私も議員になって3年になります。はっぴを預かって3年になるわけですが、一度も常会というものは開かれたあれがありませんし、ましてや、委員会の会長を選んだ記憶もございません。もしこれが必要でないのであれば、廃案にするとか、どこかいけない、不合理なところがあれば、改正するという手続が必要だと思います。村当局が条例を守らないで、村民に条例を守れなんていうことはとても言えません。条例に合った運用ができないなら条例を直すということで、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それから、続きまして、消防団の定数が載っておりました。各分団に聞きますと、定員を確保するのが非常に困難だという話を聞いております。若い人たちがなかなか村内に住みつかないということもありまして、確かにそうだなと。定数とありますが、団員の定数は170人とするということで、170人と決まっているわけです。現実には本当に170人確保できているのか、もし確保できているにしましても、これからはとても170人は無理ではないかなと思うわけでありまして、170人以内というような形にでもしないと、またこの条例も守れないのではないかと感じておりますので、それにつきまして1点お願いしたいと思います。

それから、先日針尾の中村地区で議員懇談会をやった席であります。新規の住人が、地区に所属していない人は消防費を払っていないと。消防費だけでなく、ごみ収集や、いろいろなほかのことも関連していると思いますが、消防費を払っていないという意見が出ました。村はどういう指導をしているんだということでありまして、要するに、新しく朝日村に入ってきた人、こういう人たちにぜひ消防の重要性を認識していただき、消防費のほうも同じに対応していただくよう指導をしていただくべきだと思うんですが、村の対応についてお伺いをしたいと思います。

以上、4点についてお伺いいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の消防団の運営についての中で、まず1点目、消防ラップ班の専任とした運営ができないかということでございます。

議員ご承知のとおり、消防の組織には常勤の消防署員、これは、ここでいいますと松本広域消防局でございます。それと非常勤消防団員、これは朝日村消防団となっているところでございまして、言うまでもなく、消防団員の任務は災害対応でございます。近年は、災害を未然に防ぐ予防消防にも力が注がれているところでございます。このうち、消防ラップの目

的につきましては、県消防ラッパ教本によりますと、消防ラッパは、その吹奏によって号令、命令及び指示を与え、また儀式関係においては敬意を表し、規律の維持と士気の高揚を図るものであると定義がされております。

そこで、議員ご質問のラッパ音楽隊の専任でということでございますが、現状は、ただいま議員もおっしゃっていましたが、全国的に消防団員の確保が難しい。当村の消防団員につきましても、各分団では団員確保に苦勞されている状況でございます。これらを踏まえまして、消防団員につきましては、団長が統括をし、所属の消防団員を指揮監督する権限となっておりますので、議員の発言につきましては、分団長会議で協議がされるように相談をしてまいりたいというように思っております。

そのほかにつきましては、担当課長から申し上げます。

○議長（上條俊策君） 総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） それでは、私のほうからは、今村長が申し上げました細かいところの内容につきましてお答えをさせていただきます。

まず、機能別団員についてお答えをいたします。

これまで主に日中の手薄になる村の消防活動を、村のため、一旦消防団をやめた方を中心に、昼間の間村内にいる方に、村から囑託消防団員を以前をお願いをしておりました。しかし、囑託団員は正規団員でないため、消防活動中の事故等は保険の対応ができなかったということがございまして、平成20年に、これまで村長が委嘱をしておりました囑託消防団員にかわりまして、一般団員と同じ消防団長が任命する機能別団員を発足しております。規定では、災害等において、消防団、もしくは消防本部の出動要請があったとき出動するというふうになっておりますが、主には、日中の火災に対して出動し、豪雨災害や行方不明者の搜索等は、団長の要請があったとき出動するとなっております。定員は30名以内、任期は5年となっております。現在、機能別団員は24人でございます。うち3人がラッパのみの機能別団員でございます。

続きまして、消防委員会条例では、議員が申されますように年1回の委員会開催が定められております。この消防委員会は、村長の諮問機関として、消防団員の服務や待遇など重要な案件が発生したときに、調査また審議をお願いするものでございます。近年は、平成18年に消防団員の定員等の改正に当たりまして委員会の開催がされております。確かに、条例では年1回委員会を開催するとしておりますが、ここしばらく大きな案件がなかったことから、

委員会は開催しておりません。今後につきましては、ご指摘の点も含めまして、委員会の持ち方等につきまして消防委員会でご検討をしていただく考えでございます。

消防団員の定数につきましては、条例で団員の定数は170人と定めてございます。現在、団員数は148人で、満たない状況でございます。内訳は、基本団員、一般の団員ですが、124人、機能別団員が24名でございます。平成18年に、消防団の定員を村の状況に合わせて220人から170人に変更しております。その背景には、先ほど村長が申しましたように、いろいろな社会構造の変化によりまして、若年層の減少が大きく響きまして、団員の確保が難しくなってきたということがございました。その後も状況は変わりなく、各分団でも精力的に団員の勧誘を行っていただいているところでございます。そんなこともありまして、それまで毎年減少しておりました団員数も、今年度は2名の増加となりました。ただ、その厳しい状況は今後も変わらないと思うところでございます。村としましても、今後も消防団が活動しやすい環境整備等、支援をしまると同時に、消防団の必要性を村の皆様に啓蒙していきたいと考えております。

3番目の地区に入っていない方が消防費を支払わない状況について、村の対応はどのようになっているかということでございますが、

現在地区に入っていない世帯は160世帯でございます。そのうち福祉施設等の入居者等で40世帯ほどがございますので、実質は120世帯が地区に入っていないというふうに思われます。消防費につきましては、地区費や区費としてそれぞれ納められ、その中から消防費として地区や分団に配分をされているようであります。そのため、地域の防災に携わる消防関係者にとりましては、費用負担の面で不公平さを感じる人もいるというふうに聞いております。村としますと、地区費や区費の徴収に関しましては申し上げることはできませんが、村に転入される方には、地区に入られるよう今後も勧めてまいる考えでございます。また、分団へは、交付金等で今後も支援をさせていただく、そんな考えでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 私もさっと条例に目を通しただけで、はっきりわかりませんが、先ほど村長の答弁の中で、分団長会議で決めるような話があったんですが、条例の中で分団長会議というのはどういう位置づけになるのか。分団長会議というのは出てこなかったような気

がするんですが、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） 分団長会議につきましては、朝日村消防団の分団長以上の会議でございまして、団長、副団長、それから各分団長によります朝日村消防団の会議でございまして。

以上です。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

はい。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） そんなことは名前を聞けばわかるんですよ。要するに、村の行政の中でどういう位置づけになっているのか。先ほども148人しかいないと言いながら、170名の条例を改正する案も出てこない。とても170名集められない事情はわかりますよ。だから、それがおかしいのではないかと余り言えないけれども、村は条例に基づいて行政をやっているわけでしょう。村が守らなかつたら、村民に守れなんて言えますか。だったら、早速条例を変更しなければいけないではないですか。逆に言えば、今の分団長会議というのは、そういう中で、この村の中でどういう位置づけになって、どういう権限があつてやっているのか。要は、私の記憶の中で、そんなに専門で常勤に勤めているわけではありませんのではっきりわかりませんから、それについて、どこにどういう位置づけで書いてあるのかお伺いしたわけです。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） 消防団につきましては、もう一度条例、規則を確認をさせていただいて、お答えをさせていただきます。

○議長（上條俊策君） では、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

それでは、当局の答弁を求めます。

はい。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） 先ほどの分団長会議のことについてお答えをさせていただきます。

まず、朝日村消防団につきましては、条例の中で消防組織法に規定されておりまして、消防団を設置すると条例でうたわれております。その中に、消防団がそこで設置されまして、分団長会議につきましてはその消防団の中の会議となりますので、条例、規則等では定めてございません。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

はい。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 余り突っ込みたくないですが、要するに、責任も権限もないということでしょう。そうすると、何か委員会よりそっちで決めるような話ですが、これは筋がおかしいのではないかなど。要は、朝日村消防団懲戒審査委員会がほとんど、これは消防団長、副団長、消防団分団長、あと総務課長がそこへ入るだけで、これが実質的な分団長会議ではなかろうかと思うわけでありまして、実際には、消防団懲戒審査委員会で決めるというのが普通ではないんですか。もし、それで、委員会なんかいいやと、あとこっちを名前を変えてそれにすればいいということならそうすればいいわけでありまして、要するに、ちゃんと条例ができていますわけでありまして、何か条例を無視した運営がまかり通っているような状況で、要するに、昔から言われておりますが、去年こうだったからことしもこうだと、慣例で全て物事が流れているというところに問題があるのではなかろうかと思っておりますので、もう一度原点に帰って、規則はどうなっていると、だめなものはだめ、直すものは直す、これはしっかり整理をしていただきたいと思います。

以上で第1問を終わります。

○議長（上條俊策君） 三村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） まず、2問目として、商店街の活性化について。

これは、私は以前違う視点から1回質問をしております。これにつきまして、中学生の意見をちょっと述べたいと思いますが、先日、議長からお借りしました中学生の意見であります。村のよいところというのが、スキー場・スケート場があるということが非常に村のいいところだと。水や緑や自然環境がいいということも書いてありましたが、村の不満や課題に思うことの中に、店が少ない、イベントが少ないとか、いろいろあるわけですが、まず、店が少ないというのがこの中に出てまいります。具体的な内容では、お店導入プロジェクト、村の活性化のためにこれをやるんだと、これは中学生の発想であります。ぜひ必要だと思ったので読まさせていただきました。

それから、先日高校生を持つ親の会の懇談会の中でも、やはり、コンビニがなくなってしまって不便だというような話が出てまいりました。子供も親も、お店がなくて非常に不便だということですが、まず、少子・高齢化時代を迎えまして、やはり、若者がなかなか村に定着しないということがあります。高齢者も、これからは買い物が非常に不便になる。100円のデマンドも村内しか行かないというような形であります。

朝日村も、先ほど塩原 操議員も行っておりましたが、農業立村として、農業は非常に活躍しておりますし、近隣ではカンダイなものだと思います。しかしながら、その中で商店街がどんどん寂れていってしまう。何か聞くところによりますと、農協も2年間赤字が続くとどうなるかわからないというような話もあります。どうしても商店街は必要だと思いますし、村長はよく観光事業に力を入れておりますが、観光事業でも、スキー場みたいに人を雇っていただける観光事業はいいのですが、ただよそから来て帰ってしまうという観光事業は、税金を無駄遣いするだけで何にもならない。山形村は、人が来れば山形村へお金を落としてもらえらるかもしれませんが、朝日村はお金を落とすところがない。落とすところがないところで観光事業をやったところで何の価値がある。ただ税金を使っただけというような形になってまいりますし、何とかこの核となる商店街をやっつけていかなければならないと思います。

保育園をつくるにしましても、庁舎をつくるにしましても、そのような村づくりという視点が本当にあるのかなと。みんな、どこが便利だ、どこがいいというように、それぞれ個々でやっているが、保育園はこういうところ、ここにあるから庁舎はここだとか、お互いの関連性、全体のトータルな計画性というものが全然見えてまいらないわけですが、その

中で商店街の活性化のためにはどこに置いたらいいかというような視点もぜひ必要だと思いますが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の商店街の活性化ということでございます。

今議員が申されましたように、ことしの3月の議会でも議員から商店街の再生ということについてご質問をいただいているところでございます。まず、結論から申し上げますと、いかに村民の皆さんが現有の商店を利用するかでございます。それには、村民の皆様が現在の商店がなくなるとは困るという共通認識から始まるところでございまして、このことは、ほとんどの村民の皆さんが思われているように理解をいたしているところでございます。

私は、今まで、そういった意味で、機会あるごとにいろいろな場所で、新田地区だけになりました現在の商店がこれ以上減少することは、生活弱者と言われております方々の生活に大きな影響を及ぼすだけでなく、非常の際のことを思いますと、村民にとりましても極めて大事な商店であると言ってきたところでございます。

そこで、それでは村はどうしたということになりますが、村としては、デマンドタクシーぐるりん号による利便性を図っておりますし、また、電話による注文を商店街で宅配を行う、そういうようお願いもし、実施していただいているところでございます。また、昨年7月に撤退いたしましたコンビニエンスストアの後利用につきましても、他のメーカーに、進出について東京の本社まで行って要請もしてきておりますが、なかなか思うようにはいけないのが実態であります。また、南信地方ではJ Aとコンビニエンスストアとの共同営業のところもございまして、この方法につきましても、J Aの役員の皆さんと当役場の職員とで研究検討をしているところでございます。

そういった意味で、新規に商店を出される、そういった場合につきましては、村の商工業振興条例によりまして優遇措置を実施しているところでございまして、これには、利子補給とか、資金の融資のあっせん、いわゆる預託金の肩がわりも村がしているところであります。そういった意味の進出条件整備はしているところでありますが、いかんせん利用者が少ない。利用者が少ないということは、村民の皆さんがよそへ行って買ってしまう。それには、追っかけっこになると思いますが、魅力がないとか、そういう話になりますけれども、これは、やはり一つには、先ほど申し上げましたように、また同じことを言いますが、村民の皆

さんが、村に商店がなければ困る、この意識をどうか態度であらわしてほしい。そういうことが大きな村の活性化の大原点になるというように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 前向きに取り組んでいて、なかなか難しいということは非常にわかります。ただ1点、村長と私の認識の違いは、村民の意識を変えてもらわなければ困ると、村民が困るなら手前たちで買えと、そういう形では、なかなか商店は発展していかないと思います。村民が買いたくなる商店、そういうものにしていかなければならないわけでありまして、特に、朝日村にも、村外から食事に来るとか、買いに来る、そういう商店が幾つかあるわけでありまして、そのようなよそから来てもらえるような商店を何とか育成をしていっていただきたいということをお願い申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで三村 清君の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（上條俊策君） 次に、8番、齊藤勝則君。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は、4つの問題について質問をしたいと思います。

その中で、まず第1に私が取り上げましたのは、やはり、党選出の議員でもあるという立場から、私は、議会におきまして政治的な問題を必ず1つ今までも取り上げてきたんですが、今回は日常に、最近とみにニュースとか新聞報道でいろいろと書かれているわけですが、秘密保護法について述べたいと思えますので、よろしく願いいたします。

まず、12月7日未明に、政府与党により秘密保護法が、一番いけないのは強行採決により

参議院を通過したということでありまして、これが成立したわけですが、この法そのものが実際に施行されるまでに1年ぐらいの猶予というのがあると思うんですが、その内容が極めて稚拙であるというか、言葉は悪いんですけども、いわゆるはっきりしたものが何もない中で、ここに書いてありますが、秘密の範囲がすっきりせず、逆に、それがために、多くの人たちの心の中にいろいろと拡大解釈されて、恐ろしい、本当に大変だということを、私たちの新聞でも、また多くの一般新聞の中でも書かれてきております。

そういう中で、いろいろなあれで見たんですが、国民の8割近く、6割ぐらいは魔法にしてみたい。それから、あと慎重審議というのもありまして、それまで含めると8割近い方たちが、何でこんなことを急いで決めたのかというような意見も出ておりまして、私は、どうしてもこれは挙げないわけにはいなくて今回挙げたわけですが、いずれにしても、国民を——に置いて強引に採決した行為は、必ず先々に禍根を残していくであろうと、こういうふうに思います。また、最近のいろいろな報道を見ましても、既に、現内閣の支持率というものは、いろいろな情報からも、この影響で20%前後下がってきているんです。なぜこんなことをこの時期にやったのかなど、私たちも首をかしげるような次第であります。

しかしながら、これはが施行されれば、私が一番心配していることは、私たち議員も含め、あるいは自治体も、ここにも書いてありますが、ジャーナリズムとかジャーナリスト、芸能界、医療界、産業界、全ての中からの反対の意見も出ているのですけれども、規定してないがために、非常に不安でおののいているというのが現実でありまして、最近ちょっと情報が入ったんですが、私たちも、いろいろ政治のことを伝えるために街宣をやっているわけですが、あるいは行事とか何かをやっていますと、今、公安が、ちょっと来て話をしてもらいたいとか、こういう事例まで、既に先取りであちこちにあるんです。石破さんが、デモはテロであるとかいうことを言っているわけですが、人の心の吐露をする、そういう自由な発言をテロという行為で言うなら、私は石破さんの発言のほうがよほどテロであるなと思うわけですが、私たちの自由を奪うような法律を、何でこんなものを急いで今の与党の皆さんは通したのか、本当にそこら辺がちょっと解せません。

それから、もう一つは、この法案が、日本国憲法、これは平和憲法ですが、この中にも憲法に反するようなものをつくってはならないというような条文の規定があるんです。そういう中で、今までもそうですけれども、海外でのいろいろな協力とか、ああいうやつのほうが、いずれにしても、それは拡大解釈というか、変な解釈で通ってきているのが幾つかあるんです。私は、今の流れを見ていて非常に危険を感じるわけです。我が国は戦前にさん

ざん大変な思いをして、多くの方がそれによって捕らえられて、自由を奪われて、物も言えなくなってというような暗い時代を過ごしている中で、二度とそういうものを、この朝日村だってそうなんです。みんな大変なんです。私たちの全てが、これは、地域からも、いろいろな各団体からも、会からも声を上げていただいて、廃法、いわゆる法律の廃止に持っていかなければ、やはり、日本の先は暗いものになるだろうということ。

私も、こうやって議会人としていろいろやっても、本当にこういうことが時の流れにさわれば、これは違反になるわけです。この法律は。ここにも書いてありますが、文章が長いので要約していますが、法律というものは冷たいもので、一旦通れば、そういうことで本当に容赦なくやってくるし、もう現に、その法律の裏側が見えてきているんです。まだしっかり実施になっていないのに、既に、一部では公安も動いたり、あるいは、何ていうんですかね、石破さんが言ったような言葉の中に、実際には、逆も真なりということで、内容が見えているという感じがしてならないわけです。ですから、今、芸能界とか、ジャーナリズム、そういう中でも、人に知らせる、そういうものを取られてしまったら本当にえらいことになってしまうというようなことで、今、毎日の新聞に書かれてきております。

まさにこれが国民のみんなの思いだと思うわけでございますので、今どういう状況にあるかは、また村長のほうからもお聞きしたいわけですが、ぜひ、自治体のほうからも、中には、この法案について慎重審議をこれからしていくわけだということもありますし、廃法にしてくわけだということもありますけれども、朝日村の対応としては、これについてはどのように考えているのか。

いずれにしても、これは憲法違反の法律。憲法は日本の最高の法律でありまして、これに違反するような法律というのはいけないということを、よく憲法違反ということを書いているいろいろなあれも見ますけれども、本当に、そういう意味で時代錯誤ではないかなど。国民の知る権利をなくするようなことは絶対やってはいけないという、ことに、こういう我が党に属している議員として、一言この場で皆さんに注意を喚起しなければいけないという面もありまして、一般質問の中で取り上げたわけでありまして、そのことにつきまして、行政側として今どんな動きであるか、非常に言いづらいこともあると思いますが、こういう不安に対してどんな対応をこれからしていくのか、今、長野県の自治体の中でもかなりの数の自治体が、慎重というのが多いんですけれども、そこら辺の対応をちょっとお聞きしたいと、こういうことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の特定秘密保護法案の対応について、ご心配の質問であり、私の考え方ということでございます。

過日、信濃毎日新聞が県内市町村長のアンケートをとりました。私は、この法案の内容が定かでなく、理解ができていないために判断ができないと答えたところでございます。そういった意味では、国民の多くの皆さんが内容について理解できておられないというようにしておりますが、そういったことが、不安と懸念が募っているというように感じているところでございます。

このことを踏まえまして、さりとて、法案が既に通った状況でありますから、今後この法案の運用に当たりましては、十分慎重審議をしまして、まずは、国民が理解できる説明が必要であり、今後、こういった意味では、国の動向を注視してまいらなければなりません、状況によっては、私ども町村長会で、こういったことをテーマに話し合う必要もあろうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、信毎さんのことで村長のほうから、不安の心、まさにそのとおりだと思いますし、もうちょっとこの内容はしっかりと、もしこれをあれするならば、慎重に説明して、国民の不安を払拭するようなことをぜひこれからやっていきたいと思っておりますし、また、そういう中で、言葉だけでは、最近も、実は、国民の余りの動向に首相は、そういうところには触れないと口では言いましても、こういうものは、やはり、文章としていろいろな中で書かれていないと、今後どんな解釈をされるかわかりませんので、そこら辺を、やはり、地域からも声を上げて、皆さんに必ず知らせると、はっきりとしたことを国民に、こういう中であれするというような説明ができるような状態にしていくには、地域からもぜひ声を上げていただきたいと。

もう一つ私が思うことは、東北の福島の問題だとか、あるいは、朝日村に関係すればTPPの問題とか、いっぱい公表するには難しいような部分というのがあるんですが、そういうものも気をつけないと、全てないがしろにされていったでは、これは国民を――

—に置いたやり方であると思いますし、村民を——に置いたようなやり方であると思うので、私はいつも思っているのですが、村の議会を見たり、当局の皆さんの答えを聞いていても、非常に真剣に答えているのに、国会が、まさに恥ずかしいような状況でこういうことをやっていることに対して、私は憤慨やる方ないわけでございますけれども、やはり、国民に対して、きちんと全ての面で説明ができる法案でなるならば、そういう条文をきちんとつくってあれば、心配もある程度薄らぐと思うんですけれども、そこを、私たちも含めて、村民の皆さんも、国民の皆さんも、そして当局の皆さんと声を合わせてきちんとそこを国に求めていくことを、ぜひ、この第1問ではお願いしまして、これでこの質問は終わらせていただきます。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2番目の質問でございますが、新庁舎の立地には将来の地域の発展を考えながら複合施設としてはというようなことで、これはあくまでも案で、私としての私案と、また、村民の一部の方からの声でもあるわけでございます。

庁舎がいよいよこれから先具体的に becoming くるわけでございますけれども、そういう中で、今恐らく残っているのは2案、この中央公民館の周辺と、いわゆる農協の施設の裏のあたりの地域のバイパス沿いですね。ここら辺が案としては残ってきているのではないかということですが、はっきりしたことはまだわかりませんが、ここにも書いてありますが、先ほども三村議員も言ったのですが、今、当村の中で、JAの店舗を除くと食料品や雑貨を置いているところがありません。わずか5,000人弱の村で、このことは非常に不便で寂しさを感じているのは、私ばかりではないのではないかと、こういうように思うわけでございます。

そういう中で、先ほど三村議員も言いましたけれども、スキー場とか、そういう施設はほかに誇れるようなものもあると思いますので、ぜひ、この村の中にそういう、少しでも村民の皆さん、あるいはお年寄りの皆さんが行って楽しめるような場所をつくっていかないと、今、若者団地だとかいろいろ、本当にそういう部分でも頑張ってもらっているんですが、まずは、そこにとどまってもらうには、都合のいい村づくりをしなければいけないということで、まず第一は、やはり、JAは潰さないようにしてもらわなければいけないですが、うわさによると、長い先には厳しいかもしれないというようなこともちらっと聞いたことがある

んですが、それだと困りますねということで、ぜひ、農協も生かしてもらっていかねければいけないということで、そちらのほうもぜひ力を入れてもらいたいです。

もう一つ、ここにも書いてあるんですが、議会でも新潟県長岡市の庁舎を視察に行ったわけです。30万、40万の都市とは規模はかなり違いますけれども、私が言いたいのは、あそここの庁舎は、どなたでも行けるような複合施設になっているんです。はっきり言わせて、中にコンビニもありますし、一般の人たちがちょっと休憩するような、そういう場所もきちんととってある。これから庁舎をやるわけですが、規模はそんなに大きくはありませんけれども、やはり、これからはそういう新しい感覚で、中に、あるいは喫茶店だってあったっていいかもしれないと思うくらい、もう少しやわらかい感覚でやったらどうかと。せっかく視察をしたものですから、どうせつくるなら、本当に皆さんが多目的に利用できるような庁舎をぜひやっていっていただきたいと、こんなことが提案です。

それから、もう一つなんですけれども、どうして持ってきたかというのは、私もここに書いてあるんですが、1つは、今、村が進めてきまして、松本とか塩尻に出るには、愛ビタミン道路というのが西洗馬の幹線みたいになっていますね。あれができて、今度は議員のあれの中で出されたんですが、中組バイパス、こういうものが具体化されてくると、その次は、ここに、既に半分は東電までのバイパスがあるわけです。地権者の意見というのはいろいろあると思うので、そう簡単にはいかないと思いますけれども、それが完成した暁には、一つの幹線になるのではないかと考えていたわけなんです。朝日村は、やはり、交通をある程度楽にできる、こういうところがあるということは発展につながるものですから、そういう意味で、あそこは農振の場所にはなっているんですが、いろいろな地域の発展を考えると、あそこにもあってもいいのではないかと、そこで除外してもらえれば、本当に、そういうこともちょっと考えてもいいのではないかなということ。

もう一つ、古見の議員として、あの入り口が、バイパスができたおかげで、近年非常に通行量が多いんです。あれもあわせて、そんなようなときに地権者の協力も得ながらやっていったら、朝日村の幹線道路になるのではないかなという気がしてなりません。発展につながってくるのではないかなという点もあります。

もう一つ、保育園がこの中央公民館の裏に、いよいよ建設予定地として決まりまして、それで、もし、万が一この中央公民館のところへ庁舎となると、ちょっと駐車場の関係ですかね、そこら辺がちょっと苦になるんですけれども、そういう意味からも、上の段というのもちょっと大変な内容ではあるかもしれんけれども、上の段に、ひとつ一案として協力を進め

ていってもらいたいと。あわせて、村の発展もその中で考えて、やはり、将来の姿を少し見ていただいてやったらいいのではないかなと、これは私の、あくまでも、村の意見も聞いた中でいろいろ考えたわけですが、せっかくいい道路がこれから先2つぐらいできてくるわけですが、そんなこともちょっと考えたわけでございます。そこで、ぜひ、できればそういうことも強力に、この案の中で推し進めていただければ、村の発展につながるのではないかなということ。

先ほど村長も答えたんですが、JA、これも、やはり存続してもらわなければいけないもので、ちょっと余剰になってしまうんですけども、今まで、去年はなかったですかね、とし、これから本当に寒くなるわけですが、何年か前、灯油券ですか、そういうものも出したものですから、ぜひJAを利用して、大変な方にはそういう灯油の補助とか、そういうものを案として考えていって、できるだけある店舗を大事に使っていただくようなことをやっていただければありがたいなと、こういうことですので、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の役場新庁舎の立地には、将来の地域発展を考えながら複合施設としてはということでございます。

役場庁舎の建設に当たりましては、議員ご案内のとおり、本年7月に25人の委員によりまず建設委員会を発足しまして、今までに3回の会議が持たれております。そこで、新役場庁舎建設に当たり、時代の流れを酌み取り、複合施設をとのご提案でございます。このことにつきましては、本年3月の定例会におきまして他の議員からもご提言をいただいているところでございまして、この議会の中にも建設委員がおりますので、今後建設委員会の取り組みの中で検討されるものと思っております。

また、建設候補地につきましても、議員ご提案のこと等を含めまして、やはり、建設委員会で検討されるものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今村長のほうから答弁ありまして、よくわかりました。

そういう中で検討していくというようなことですが、ことに私の指摘については、農振ということは私もよくわかっておりますから、農振地域ですから非常に難しい部分はあると思うんですけども、ぜひそういうことを考えて、今の委員の皆さんにしっかりと討論していただいて、できれば、将来のことを考えたら、そんなことも発展性を考えれば大事なことだなと思いますので、ぜひ力を入れていっていただきたい。そうすれば、農振の除外も、やはり、これは国のほうのあれもあるものですから、県とか国の許可も必要ですが、全体の発展を考えると、除外というようなことも少しは考えられるのではないかと思いますものですから、ぜひ力を入れてやっていっていただきたい。こういうことを述べまして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3番目の質問でございますが、障害者団体への乗り物支援ということで、実は、これは前回も全般的なことでもちょっと出したわけでございますけれども、ここにも書いてありますのでちょっと読ませてもらいますと、村内には、今デマンドタクシーとか通学バス、児童の送迎バスなど、松電さんが撤退してから、大変村として協力していただいております、ありがたく思っておるところでございますが、そこで、ふだん多くの障害者の方たちとの接点のある立場の私としましては、ぜひ、村当局に力を入れてもらいたいことがあります。

それは、当村にありますマイクロバスを、燃料代、あるいは道路の経費、こういうものはやむを得ないと思いますが、そういうものを除いて、ぜひ支援をしていただきたい。というのは、やはり、私たち、この団体としまして、年間10回以上のいろいろな会合が、よそとのつき合いもありますし、あるいは、県とのあれで上納というようなこともありまして、大変厳しい中でやっている中で、毎年、具体的に言いますと希望の旅という旅ですけども、非常に好評を得て、20名を割ったことは今までもありません。そのぐらい大勢の方が参加していただいて、あるいは、ボランティアの方もそこに加わっていただいたり、社協の方も加わっていただいた中で、今回はバスがほぼ満席で、詰め合わなければ入れないくらいの人数

の参加があったわけです。

そういう中でどういうことをしているかという、実は、今回も、繭玉つくりとか、繭玉でのいろいろなつくり方とか、障害者はなかなかいろいろな体験に接する場がないということで、必ず中にそういうものを組み入れてやっているものですから、参加者が、私たちの知的障害者ばかりではなくて、精神の会とか、いろいろな方たちも結構数多く参加していただいて、私たちも本当にうれしい思いで、そういう人たちに意見を聞くと、うんとよかったと、これをぜひ続けてもらいたいということが旅の終わりには聞かれたわけです。

私も、挨拶の中で、こういうものは皆さんの活力を生み出すものだから、ぜひともやっていきたいということで言っているものですから、村としても、いろいろな乗り物で大変なこともあると思いますけれども、ぜひ、こういう立場の弱い人たちに温かい支援をしていただいて、引き続き、これからそういう人たちが喜んで参加のできる。とにかく好評です。参加を見れば、本当に満員で、初めから終わりまで、いつも言葉の少ない子供たちが結構いろいろと話をし、その姿を見たときに、どうしてもこれは続けなければいけないという強い思いがありますものから、きょうは特別に、今具体的にこういう結果も最近出たものから、ぜひ村としても力を入れて、これからもよろしくお願ひしたいと。村としても、いろいろな面で厳しい面もあると思いますけれども、ぜひご協力を願ひたいということをお聞きしたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 齊藤議員の障害者団体への乗り物支援についてお答えいたします。

村所有の車を齊藤議員が会長を務められております任意の福祉団体に貸し出してほしいというご要望かと思ひます。公用車は行政の遂行のために用意されているもので、一般の方に貸し出すことはできません。特に、マイクロバスの一般使用は、民業の圧迫にもなりかねませんし、いわゆる白バス運行になってはいけないということでございます。白バス運行につきましては、法律で禁止されておりますし、私ども市町村には監督官庁から強い指導がなされておひまして、そういうことをしてはいけないという指導が来ておりますので、マイクロバスをむやみに貸し出すことはできないという状況でございます。障害をお持ちの皆さんの生活は大変だということは認識しておりますけれども、このような監督官庁からの強い指導

や、村民の皆様の公平を確保するためにも、どうかご理解をいただきまして、会の中の行事として取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） やはり、監督官庁のほうの問題もあると思いますが、例えば、子供のほかのスポーツの交流とかいうのにも、マイクロとかいろいろなものを出しているような場合もあるものですから、ぜひ、殊に障害者の皆さん、決して経済的な面で楽ではありません。そういう中で、この楽しみを取れば、本当に障害者の皆さんが声を発する場所というのは少なくなってくるんです。それで、私としては、そういう人たちの気持ちは、胸が痛くなるほどよくわかるんです。そういう人たちのために、ぜひ、英断ですけれども、監督官庁とかいろいろあるんですけれども、引き続き、今までもやっていただいて、それにはお礼を申し上げたいわけですが、ぜひ継続していただかないと、私たちは、決められた予算の中だと、例えば、2年ごとに1回とか、3年ごとに1回となると、そういう団体の活動というのは先細りになっていってしまうと。せっかく皆さんが胸襟を開いてやってきている中で、逆になっていくなという思いがありますので、ぜひ英断を願って、今後ともよろしく、こちらを力を入れてやっていってほしいということを述べまして、3番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 4番目の質問でございますが、ひとり暮らしの人や老老介護宅への目配りと支援を行政と地域でということですが、これも前回出しているんです。

そういう中で、最近になって非常に冷え込みが強くて、冬場、雪が降るとかいろいろした場合に、80歳以上の方のおうちの前では雪が積もったままで、何日かそのままになっているのを見て、たまたまそういう中で、別に誰が頼んだボランティアでもないんですけれども、黙々とかいてくださっている方、あるいは夏、施設に行っていてうちが留守のようなときに草刈りをしてくれている方を見ていると、そういう人を神々しく感じるんです。すばらしい方だなと思うわけですが、やはり、福祉の村づくりということは、まさにそういうこ

とであって、やがて自分も高齢になってきたときに、そういううちの雪かきとか、身の回りのことを、少しでも、近隣の人も村も力を入れてやっていていただきたい。

それから、殊にこれから冬場になるものですから、雪かきとか、そういうことに対しては、機会があれば貸していただければ、そこはボランティアの方でもいいですし、有志の方でもいいですが、やっていけたらいいのではないかと。そういうことで、私も、そういうのを議員として率先しなければいけないということで、その人の姿を見てから、私も毎年そういうところをかくようにしました。本当に、そういう助けが村の中のきずなというものをつくっていくと思うものですから、これから先、高齢化社会になっていきますと、なおさらそういうことがうんと大事になるのではないかと思いますので、ぜひ、冬場の、例えば雪かきの貸し出しだとか、そういうこととか、先ほどもちょっと出したのですが、冬の灯油の支援、そのようなことも、ぜひ今冬考えていただけたらありがたいと思いますが、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） ひとり暮らしの方や老老介護宅への目配り、支援を行政と地域でというご質問でございますけれども、地域の弱者の皆さんへの支援につきましては、行政でも幾つもメニューを用意しておりますけれども、公的なサービスというものは、公平性の観点等からいろいろ制約がございます、全員に公平にサービスを行き届かせるということは、なかなかできないことでございます。

そんな中で、民生委員さんや近隣の皆さんがさりげない見守りをさせていただいたり、手助けをしていただくということは、当事者にとっても大変心強いものでございますし、私ども行政に携わる者からいたしましても、大変ありがたいことでございます。地域の皆さんがふだんから自主的に生活弱者を支えていただくということは、災害時に大きな力となります。地域の単位である地区常会は自主防災組織にもなっておりますので、ぜひ、地区内の生活弱者のことについて、もう一度地区の皆さん全体で考えていただいて、そういうところから少しずつ手助けをしていただければ、大変ありがたいことかと思えます。行政と地域が連携をとりながら支援していきたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） まさに、今課長が言われましたとおり、民生委員さんの方も、月に1回とかそういうことで見回りをきちんとやっていただいて、非常にご苦勞していただいているわけです。村としても、確かに大きな力を発揮していただいて、今もやっていただいているし、電話がけも、障害者の方とか、そういう方にはしていただいたり、実は、私もこの文章の一番先に書いてあるんですが、最近郵政局のほうで、いろいろな配達物を配達しているということで、ある新聞で、配達員に地域の安否確認をやるようなことをするというのを見たんです。それを見たときに、非常にいいことをやるなど。なぜかという、やはり、ああいう人たちは毎日ほとんど書類をそのうちに届けに行っているんですが、若い方もその中には含まれるんです。ひとり暮らしの若い人たちが、何でここにこんなに新聞がたまっているんだろうとか、チラシが入っているんだろうかと気づくということ、これから郵政のほうでもやるというようなことで、村としても、それから地域の、今も言いましたが、地区の防災組織の中でも、そういうおうちへは、やはりいつも目が届くといいですか、そういうあれで、雪があったら大変だとか、あるいは、今この方はいるのかなとか、やはり、そこから辺まで、庭を見れば、殊に冬場はわかりやすいんですよ。そのままのうちはあったりするものですから、近所にいて不安になるときがあるんです。

そういうようなときには、やはり応援してやるということで、これは注意を啓発するというような意味で、村も、例えば、電話連絡とか、民生委員さんが行ってくれたりしていて、正直言って、非常に努力してもらっているんです。余り言えないですけども。これは住民の皆さんにもそこから辺を承知していただいて、ぜひ、お年寄りの皆さん、老老の大変な皆さんを周りで助けてやる、きずなをつくってやるというようなことを、私はどうしても議会の中で出したかったものですから、今回この質問を出したわけでございます。今課長のほうからは、いろいろとそういうことでお聞きしましたので、また引き続きこれからも頑張って応援していただきたいと思います。

私は質問は幾つも用意したんですが、これで終わりますので、どうもありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで齊藤勝則君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時15分ということにいたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時15分

○議長（上條俊策君） 議会を再開します。

◎発言の取り消し

○議長（上條俊策君） 斉藤勝則議員から、先ほどの一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって不適切な発言があったため、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

ここで斉藤議員から陳謝の発言の申し出がありますので、これを許可します。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 発言の取り消しに当たり、おわびを申し上げたいと思います。

先ほどの私の一般質問の発言の中で不適切な発言をいたしましたので、深く反省をし、陳謝申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（上條俊策君） お諮りいたします。これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。よって、斉藤勝則議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（上條俊策君） それでは、一般質問に移ります。

◇ 高橋 廣 美 君

○議長（上條俊策君） 次に、9番、高橋廣美君。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 9番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

第1問目であります。介護サービスの充実について。

超高齢社会を迎え、国を初め、各市町村においても、介護サービスの根本的な見直しが必要な時期が来ているのではないかと思います。折しも、当村においては、かたくりの里の施設の改修の件が具体化されようとしております。この改修に伴い、現サービスの内容をどこまで広げ、また充実させるのかお聞きをしたいと思っております。

次の2点についてを含めてお願いします。

デイ・サービスのナイトケアなど、新たなサービスがあるのかどうか。もう1点として、将来的にショート・ステイサービスを取り入れる計画があるのかどうか。

以上2点も含めてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の介護サービスの充実の中で、今回、かたくりの里施設の改修に合わせて、具体的に今デイ・サービスのナイトケア等の新サービス、それからショート・ステイサービス計画、具体的に2問のご質問がございました。

まず、去る10月23日に提出をされました社会福祉法人朝日村社会福祉協議会からの要望書では、事業内容の見直し、検討項目のうち、通所介護事業の充実の中で、機能訓練の充実及び宿泊サービスの提供ほかと明記されております。

議員ご案内のとおり、現在かたくりの里の施設は村の所有でございまして、運営につきましては、指定管理者であります社会福祉法人朝日村社会福祉協議会でございます。これによりまして、施設の改修は所有者であります村が実施をいたします。このため、年明けには建設委員会を発足する予定でございまして、提出されました要望書内容につきましては、可能な限り取り入れるものと捉えております。

なお、議員ご指摘の新サービスの運営につきましては社会福祉法人朝日村社会福祉協議会

で検討されることになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） かたくりの里は指定管理制度をとっていると。また、改修後は、その運営は全面的に社協のほうに委ねるということであります。ですから、その内容については、なかなか難しい面があるかと思えます。しかしながら、福祉の拠点としての、村の福祉事業のグレードアップといえますか、そういった意味で、その重い部分は、それぞれが理解しておく必要があるというふうに思えます。

そして、今、ナイトケアとか、ショート・ステイサービス、これは言うのは簡単ですけども、確かに、運営上は経費のアップというようなことで、利用者にしてみれば非常に重要な部分ですが、経営ということになれば痛しかゆしの部分があるかと思えます。であります。ニーズがあるからこそ、村内にも、ほかの事業者がショート・ステイをということで参入してまいっております。そんなことも考えれば、そういった人たちとの協議の場、これを十分持っていくながら、全体の福祉の向上に努めるというのが筋ではないかというふうにも思えます。今、ケアマネジャー等を中心に、スタッフが他の施設のスタッフといえますか、職員の皆さんとの協議の場というのがあるのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 村内にも幾つもの介護保険事業者がございますけれども、その皆さんとの連携をとるための、そういう協議の場があるかということでございますけれども、ケアマネジャーにつきましては、ケアマネジャーの資質向上という意味から連絡会議等を持ってございますけれども、その他の者については今のところ連絡会議というものは設けておりませんが、今後そういうことがいろいろ出てきますので、連絡会議を設け、お互いに連携を密にし合いながらやっていくという方向にしておりますので、近いうちに、今年度はちょっと無理かもしれないですが、来年度はそういう会議を設けて調整していきたいというふうに考えております。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） これは要望になるんですが、今後、村もそうですが、かたくりの里の運営に当たっては、そういったショート・ステイ、ナイトケアは、それぞれニーズがあるんだというようなことで、できればスタッフを構えて、一事業体として成り立つような、トップを初め職員全員が、他の施設に負けないようなサービスをすると、そういった意気込みで取り組んでいただければというふうに思います。

この問題は以上で終わらせていただきます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 2問目の質問に入ります。

朝日村大博覧会の評価と今後についてということで、お願いをいたします。

過日、10月5日に行われました朝日村大博覧会、これは出店者数48、これは企業、団体、学校を含めてであります。来場者数延べ800人という、当初の目標を上回る大盛会でありました。商工会が事務局となって取り組んだ企画でありましたが、村、JA、村内の各種団体の総力を挙げてのイベントでありました。この博覧会の趣旨が、朝日村を元気にするんだということで、皆が取り組んだ結果としての、この成果であったと思います。

この結果に、村長はどのような評価をし、今後どうあるべきか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の朝日村大博覧会の評価と今後についてということでございます。

ただいま議員が申されましたように、商工会を初め、JA、村及び各種団体の皆さんが主体となりまして開催されました朝日村大博覧会は、元気な村づくりという所期の目的が達成されたものと評価をいたしております。

そこで、今後の見解ということでございますが、元気な村づくりの観点から捉えますと、このような事業はまさに民の活力でありまして、村民の皆さんの輪が広がり——この「輪」

はことしの言葉であります——継続されることがすばらしいことですので、期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 夏のお夏まつり、朝日のあたる村音楽祭、そして、今回の大博覧会と、一つ一つではなくて、一連のイベントの流れ、その継続性が大事ではないかというふうに思います。村としても、確かに民の力に頼る、民主体でやるという、これはもちろんであります。そのバックアップとして全面的にやっていただければ、より元気が出るのではないかというふうに思います。

最近6次産業化というような言葉がありますが、この大博覧会は、ある意味で、農産物とか加工品とか、そういったものの発表の場だということで、6次産業化の集大成というようなことで、産業の発展というようなことで盛り上がるのではないかと、こんなふうな考え方もございます。この辺の全般の流れと、今の6次産業化というような部分に対してどのようなお考えで、この考えはどうかということでお聞きしたいんですが。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の6次産業の話が出ました。朝日農業の大きな特徴は、6次産業以前に、生産者として葉ヨウ菜を中心にした国内、関西地方が主力でございますが、にわたる生鮮野菜として大きな特徴を持っております。そういった中で、朝日村の、どちらかといいますと構造改善をされていない効率の悪い農地で、遊休農地をなくす上でどう取り組むか、これが、また違う分野、全部一本に考えると大きな間違いを起こします。朝日には大きな2つの流れをつくるというものが、1つの考え方だと思っておりますが、そうした構造改善をされていない遊休農地をなくすと、そういう意味で、団塊の世代とか、要は、手のあいている皆さんが積極的にそういったものに取り組まれている。そういう意味では、フロンティア朝日の皆さんには頭が下がるところでございますが、そういった皆様方の活動によって付加価値を上げる。付加価値を上げるということが6次産業の大事なことでありますので、そういった意味で、それが主力にはならないと思いますが、朝日の場合は、そういう

ことも必要な農地が十分ありますから、そういう利用の仕方というのは十分考えられるというように思っております。

そういった意味で、まさに行政主導でなくて、民の皆さんの力によるその取り組みができますことは、これは、JAさんもバックアップいただけますし、行政としても、そういう点についてはバックアップできるように思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 大博覧会から6次産業につなげてしまったような部分もありますが、全体的にはほぼ期待どおりのといたしますか、村長のお考えであるということがわかりましたので、今後、ぜひグレードの高いイベントになるように、いろいろな面からご支援をいただきたいと、こんなふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで高橋廣美君一般質問は終わりました。

◇ 塩原正由君

○議長（上條俊策君） 次に、10番、塩原正由君。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 10番、塩原正由です。

私は、今回2点について村当局へ質問いたします。

前の議員さんとラップしたことがあると思いますが、そういうことは省いてもらって結構ですが、よろしくをお願いします。

まず1問目ですが、かたくりの里の増改築に伴う今後の活用方法ということでお聞きをいたします。

当村の社会福祉協議会では、指定管理者を務める村の福祉の拠点施設かたくりの里の増改築を求める要望書が行政理事者に提出され、現在の施設では手狭であり、デイ・サービスの

利用者が使う施設やレクリエーションルーム、ボランティアの人たちが使用する各部屋とか、そういったものを新設して、また、高齢者だけでなく村民が気軽に利用できる憩いの場所づくり等を必要として要望されておりますが、現在の高齢化社会に対応できる拠点として重要課題と思われまゝ。この事業を積極的に推進していただきたいと、このように思います。

そこで、この施設に関する3つの質問を申し上げます。

1番目として、利用者が充実したサービスを受けられるようにするためには、地域福祉関連の充実を図り、福祉のニーズの多様化に応えるためには、施設の整備と職員の質の向上が必要だと思っております。そのためには経費もかなりかかるということが予想されるわけですが、現状では、行政側からは補助金として年間で550万円となっております。今後福祉関係において補助金を見直し、増額の検討をお願いしていただきたいと思いますが、このことをお伺いいたします。

2つ目としては、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の部会では、2015年より介護保険制度の見直しに向けた意見書の素案をまとめ、大筋で了承され、今後介護保険の見直しがされることになれば、介護の必要度の低い要介護1と2の人向けのサービスのうち、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイ・サービス）を、今までは介護保険の中で対応してきたわけですが、これを介護保険から外して市町村へ段階的に移行するということがあります。このような問題については、私の判断では多分そのようになってくると思うのですが、これを聞いているわけですが、早目の対応が必要ではないかと、こういうふうと思われるわけですが、この点についてお伺いします。

3点目は、かたくりの里の増改築の要望を受けて、改修については年明けに建設委員会を立ち上げて改修の取り組みを進めるとしておりますが、村民の要望が多い一般村民が気軽に利用できる一般用の浴室の完備と、そこでいろいろくつろぐ場所ということになりました。憩いの場所づくりについて計画をお願いしたいと思いますが、そのことも含めましてお考えをお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問はこれで終わります。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員のかたくりの里増改築に伴います今後の活用方法の中で、細かく3点の質問をいただきました。

そのうちの、まず1点目でございますが、補助金増額の検討をということでございます。議員ご指摘のとおり、現在社会福祉協議会への補助金は550万円でございます。そのほかに、高齢者の活動支援、福祉輸送等事務委託で120万円の委託料を支出をしております。そこで、今後につきましては、社会福祉協議会事業の中で、議員も申されておりました地域福祉事業状況の検証等を含めまして、役場の担当者と協議をし、根拠のある方策によりまして、補助金対応を図ってまいりたいと考えております。

それから、3つ目に入らせていただきますが、かたくりの里の増改築に伴い一般入浴者の浴室の計画をということでございます。議員ご案内のとおり、平成12年に介護保険制度がスタートをして以来、かたくりの里の利用者は介護認定者及び要支援者の利用施設となっております。そこで、議員ご提案の健康な村民の憩いの場としての浴場施設につきましては、まずは、スペース的に課題がありまして、また、かたくりの里利用者の気持ちを推しはかりますと、大衆浴場との併設にはよしあしが考えられます。大衆浴場を考えるならば、むしろ、将来、緑の体験館、本館改修の際に議論をされるほうがベターかなというように考えております。

そのほかにつきましては、担当課長から申し上げます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） それでは、介護保険制度の見直しに関するご質問でございますが、去る11月27日、厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会に平成27年度の制度改正に向けた素案を示したということでございます。その中に、要支援1・2の方向けの予防給付のうち、ホームヘルプとデイ・サービスを市町村の地域支援事業に移行する方針が明記されております。円滑な移行期間を考慮して、平成27年度から段階的に移行し、平成29年4月からは全保険者が移行を終えるということでございます。また、厚生労働省は、事業の留意点などを記したガイドラインを作成すると言っております。

先般行われました県主催の介護保険担当者会議でございますけれども、県のほうもまだ情報を得ていないので、具体的にどうこうという説明はできないという話でございました。議員おっしゃるように早目の対象は必要でございますが、国や県からの情報を得て対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 今、村長、課長から答弁をいただいたわけですが、私なりに少し調べたことがありますのでちょっと申し上げてみますが、これは皆さんご存じのとおりのことをもう一回おさらいとして、地域福祉の事業の中には、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイ・サービス）、居宅介護支援事業というものがあって、現在この中では、先ほど村長が申し上げましたが、人件費として出していただいているわけですが、実際に必要な人件費としては、もちろん年間ですが、1,300万円から1,500万円くらいのお金が必要になってくるということですので、先ほど検討していただくということですので、この点についてお願いをしておきます。

それから、先ほど高橋議員もかたくりの里のことに触れているんですが、かたくりの里全体を見たときの利益状況というものは、最近かなり下回ってきていると。多いときは、平成22年度で1,700万円の利益があって、平成23年度は1,300万円、平成24年度が700万円、それで、平成25年度は恐らくこの半分くらいになるのではないかと、こういうことになるわけで、そのほかには、皆さんもご存じですが、各世帯の会費として1,087世帯、平成25年度で応援していただいたり、あるいは、朝日村にいる各企業からは、28社からいろいろな面でご協力をしていただくと。それで、平成25年度、あそこにも出ていたものですから数字を書いてみたが、皆さん知っていると思いますが、148万2,600円というものを善意のことで村民、あるいは企業の方からもらって、なおかつボランティアの人たちが協力的にこの事業にご賛同していただいて、それである程度これが成り立っているわけであります。

先ほど村長も言っていましたが、そんなことで、この下がってくる原因ということ、これは通告していないものでいいですけども、私なりに考えると、先ほども出ていましたが、朝日村の中に4施設がありまして、利用する方は、いろいろの事業によって選ぶことがあるわけです。そういう人たちが、いろいろなところを選んで4施設ある中で行っていると、このように思いますが、もし私の言っていることが違うならいいですけども、今後の課題としては、そこで、そういうほうへ利用してしまいますので、かたくりの里へ来る人がちょっと少なくなっているかなというような気もします。いろいろな事業を入れていかないと、これからもそういうふうにとどんどん利益が取れなくなるというようなことがありますので、これは通告していないものですから私の見解として、今後大いに検討していただく問題ではないかと、このように思います。

それから、もう一つは、よその地域福祉に対する補助がどのようになっているかというこ

とも調べたので簡単に申し上げますが、お隣の山形村は、社会福祉活動専門員が4名から5名いるようで、地域福祉活動の兼務率に応じて補助をしているということでもあります。それで、専門員が2名、これは100%、法人担当者1名、50%、係長さんが1名で20%、その他1名で50%の補助をして、総額で1,000万円の補助をしていると、こういうことでもあります。これは、いろいろ内容をうんと細かく分析しないから、単にこういう形で調べただけですから、これは、そういうことをするという事になればいろいろまた検討するという事です。

2番目に生坂村を見てみると、社会福祉活動への従事者は3名います。事務長、ほかに3名ということですが、事務局長は以前朝日村もやっていましたが、役場からの派遣ということで、人件費のみは全額村が見ていると、こういうことでもあります。その関係ではどういふふうにやっているかといいますと、年間約700万円の補助。

それから、筑北村ですけれども、これも福祉活動に従事する職員の兼務率に応じて補助している。それで、専門員1名、これは100%、事務局長1名、50%、団体事務2名、それから法人事務1名、これは3名になるわけですが、兼務率により補助すると。では、総額でどのくらい出しているかという、1,500万円ということでもあります。

それから、麻績村が細かく書いてあって全部読みますが、地域福祉活動への従事職員は7名いるそうです。それで、地域福祉専門員が2人で介護が2人、それから配食が1人、それで、人件費の補助がないということですが、結局村からの受託事業が地域福祉事業の大半を占めるため、受託費の中から人件費を出している。それから、配食事業が1食850円で、村の補助としては1食450円、それから、介護予防事業委託料が1人2,500円で毎週20人程度というものが利用しているそうでもあります。それから、そのほかに事業を、先ほど申し上げたように、生きがづくり事業、これは委託料が1,500円掛ける人数分とか、生活習慣病予防が委託料は1講座2万5,000円で職員2人が専任でやっている。それから、1地区年6回の開催をしている。バスの運転委託料は年額400万円、これは1名が専門にやっていると。そのほか元気アップ事業とかいろいろやっているわけですが、ここだけはちょっと違った補助の出し方をして、委託料は2,700万円から2,800万円というものを出して、その中から人件費を補っていると、こういうことらしいです。

以上、せっかく調べたので申し上げましたが、このようなことがありますので、ぜひとも、これから、さっき村長の申し上げたとおりいろいろなことを精査しながら、主には人件費だと思いますが、それについて検討して、先ほど申し上げたとおりしていただきたいと、こういうことでもあります。

それから、くどくなりますが、どんどんデイ・サービスの利益率が落ちてくるということも重要な問題だと思いますので、それには、いろいろな事業とかあるので、ここではこうだああだということはいませんが、こんなことをよく検討して今後進めていっていただきたいということで、この問題は終わります。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員がせっかくお話しでございますので、私のほうからも申し上げますと思います。

議員おっしゃられますように、朝日村の社会福祉協議会は、職員は最低の人数で対応しております。それによりまして、民間ではパートといいますが、有料のいわゆるパート的な、半分ボランティアで仕事をしていただく。そして、全くの村民のボランティア、この皆さんのおかげで朝日村社会福祉協議会が運営されているのは事実でございます。

先ほど、塩原議員の中で、この経理が厳しい。一昨年ですが、介護保険の制度が一部変更になりまして、ちょっと厳しくなりまして、福祉施設はどこも経営内容が非常に厳しくなっています。そんなことを含めると、私ども朝日村も参加しております特別養護老人ホームですが、松塩筑木曾老人福祉施設組合、これは10カ所に施設を持って取り組んでおりますが、単年度決算では、平成24年度決算でいわゆる赤字になって、積立金を補填しています。これも、もう何年かするとその補填がきかなくなってしまうから、どうするのが今課題にもなっております。

そういったことも含めまして、それでは、当朝日村の550万円の今の補助金がどういう根拠かという、実は、これもよくわかりません。平成18年度、村の財政が厳しかったときに、がたっと金額を下げているのも実情であります。そんなことを含めまして、先ほど申しあげましたように、今後の対応につきましては、かたくりの、いわゆる社会福祉協議会、それから村の担当者と詰めまして、適正な根拠を出しながら補助金対応を考えていきたいというものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、さっき高橋議員からも出ていますが、新しいサービスに取り組むということは、それなりきの歳出が必ず伴いますので、簡単に飛びつけない分野がありますから、これは当然社会福祉協議会が検討する事項であります。十分そういったものは検討された中で取り組まれるというものでありますし、それから、今話も出ていますが、村内に民間のそういった施設がありますので、今後は連携をとりながら、緊急の泊まり、いわゆるショート・ステイ

的な泊まりはそういうところと連携をとって融通し合う、それによって村民サービスを充実するということになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） （2）の問題で、先ほど課長の答弁もそうですが、平成27年度からどんどんそういうふうになっていくという話を聞いたわけですが、利用している人は、これが介護から外されて市町村に移されると非常に困るという意見を出しているもので、皆さんも知っていると思いますが、そういうふうになった場合の話ですが、県内で要支援1と2の人たちの利用者は、市町村の事業のほうにもし移行した場合は、利用者の自己負担が当然高くなるのではないかと。私もそう思います。それから、行政側の、さっき言った社会福祉の関係ということになるが、市町村によってサービスの内容が違ったり、あるいは、今までよりちょっと利用者のお金が高くなるというような予想がされますので、そうすると、今まで利用したものが、その半分にしてしまうとか、そういうようなことがあって、余計に病気がえらくなるのではないかなという心配をしている話です。そんなようなことがありますので、先のことかもしれませんが、さっき申し上げたとおり、そういったことを想定しながらいろいろ考えてもらってやっていていただきたいと。こういうことで、別に答弁はいいです。

以上で終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 2問目ですけれども、これは先ほど林議員もやったことで、いつか私も聞いてみようかなと思ったものでやったんですが、最近当村において多額の寄附をいただき大変ありがたいと思うわけでありまして。寄附をしていただいた皆様は、当村で生まれ育った方や、以前一時期村に移住していた方が、今でもふるさととしてこの朝日村を思っていて、そのような善意の気持ちにおきましては、改めて、この場で私も感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、これから言うことについては、林議員も言っていましたので答弁はいいとしまし

でも、一応私も書いたので読みますが、そこで、この善意の志に対し、県内各自治体では、寄附者に地域の特産品などを送る取り組みを始めたところ大変好評を受けており、寄附していただく方々が大幅にふえているというような話を聞く中で、当村ではどうしているかということについては、先ほど課長の答弁で、JAの野菜ボックスとか、村の特産品とか、そういうものを行っている。ただし、その志に対して何でも高級なものを作って、あたかもどんどん寄附してくださいというようなことになってはいけないという意味のことをちらっとさっき言ったが、私もそこはそう思っているんです。

そんなことで、よそでは、下伊那の阿南町が米をやっているんです。1万円に対して20キロ。これが米が足りないぐらいになっているという話を聞く中で、そういうことをやっていると。上田市は、真田家の家紋入りの携帯ストラップをやっていると。この程度ならまあまあかなと思います。それから、安曇野市は、ワサビの産地ですので、ワサビの加工品やそのほかのものを行っている。また、地域によって特徴がいろいろありまして、茅野市は、私も向こうにいたのでわかりますが、寒天の本場でありまして、茅野市の場合は5万円以上ですか、寒天を送っていると。こんなような例があったので、ちょっと調べたので言うわけですが、県としても、こういう県の特産品を送って、結構力を入れています。それで、寄附金もふえたりしているわけですが、また、県としても、今まで米はやらなんだが、米をやり出すという話が出ていて、結構寄附される方がふえているということですので、そこは、先ほど申し上げたとおり、余り高価なものをやったり、そのお礼をするためにどんどん寄附してくださいということではまずいわけですので、その辺を考えながらやっていただきたいと。

先ほど、林議員のところの答弁で村としての対応はわかりましたので、この問題については、以上で結構です。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原正由議員の質問は終わりました。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（上條俊策君） 次に、1番、中村賢郎君。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 1番の中村でございます。

私は、朝日村内の冬期間道路の除雪についてということで、本日は質問をさせていただきます。

本格的な冬の訪れが目の前に迫っているこのごろですが、村道の除雪の対応等、幾つか質問をいたします。

まず、村の基本的な考え方として、除雪計画の中で、道路は経済活動の活性化や文化の振興、快適な生活環境の向上と村民の暮らしを豊かなものにするために極めて重要な施設であり、効果的な除雪作業を実施することにより、住民生活の安全・安心と経済活動の確保を図ることを目的とするというふうに定義をされております。

そこでお聞きをいたしたいと思いますが、村道の維持管理については、基本的には村の責任と理解をしていますけれども、確認をお願いいたします。

次に、現在村では路線を3路線に区分し、管理されているようですが、その中の最重要路線、緊急確保路線については、周辺の他市村と比較してもよく除雪されているという感じを持っております。

ここでお聞きしたいのは、もう一つの一般除雪路線ですが、その中に除外されている路線がありまして、除雪機が進入できない道路、それから農道、林道級村道となっておりますが、除雪機が進入できないという理由で対象外とされている集落等の除雪についての現状の認識と、それから、今後について何か対応を考えていらっしゃるのかお尋ねをします。

次に、ここ数年、記憶するところでは、一冬の間に数回まとまった雪が降っているように思います。年々高齢化が進み、除雪作業も厳しくなっている現状を考えますと、何か方法を考える時期に来ているのではないかと思います。

平成25年度の除雪計画路線図を見ますと、地区によってはかなり細かく除雪が入っているところと、集落内にほとんど入っていない地域も見られる中で、一部地域では、村が直接除雪を予定しているところもあります。今後、冬期間の臨時対応として、通常の除雪機の入らない場所のための小型の除雪機の導入や、それから、除雪を外部に委託することは考えられないかお尋ねをいたします。そのための予算は、そう大きな金額ではないので措置できると考えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

最後に、歩道の除雪についてお尋ねします。

村の考え方は、歩道の除雪業務は原則行わないものとし、住民及び小・中学校PTAによる作業協力を依頼する。ただし、大雪等、緊急等については、必要な場合は、PTA除雪体

制と連携して適宜実施するとなっております。

そこでお尋ねをいたしますが、平成24年度の歩道等除雪道路図を見ますと非常に広い範囲になっており、また、大雪のあった週の土曜日、日曜日、祝日に除雪を行うとなっておりますが、現在この体制で通学について十分安全が確保されているとお考えでしょうか。この件については、子供さんを持つ保護者の方等の懇談会でも意見が出されており、中には、(3)の項目のように外部委託をしたらという意見もありました。その件についてもお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、中村議員の朝日村内の冬期間道路の除雪というご質問でございます。

まず最初に、村道の維持管理の件でございますけれども、村道の維持管理につきましては、道路法第16条に市町村道の管理はその路線の存する市町村が行うということにされておまして、村道につきましては、村で全て維持管理を行っております。また、管理上の責任についてでございますけれども、道路管理の瑕疵により他人に損害を与えた場合は賠償の責を負うということになっておまして、道路管理の瑕疵とは、一般的には、道路が円滑かつ安全な交通確保のための通常必要な構造を欠き、あるいは、安全な状態に維持保全されていないことをいうとされております。

続きまして、2つ目のご質問でございます。

村内の除雪計画の中で除雪機が進入できないという理由で対象外とされている集落等の除雪についての現状への認識と今後の対応ということでございます。

除雪につきましては、村道の延長が約130キロございまして、全ての道路を除雪することは不可能でございます。このため、冬期間通行が少ない道路で迂回が可能な道路、そのほか、林道、あと古見原や西洗馬原の農道につきましては、除雪は行ってはおりません。また、除雪を行う道路につきましても、まずは道路の交通確保を優先するため、路線を3つに区分して、交通量の多い道路から除雪を行っております。まずは、最重要路線としまして、県道や広域幹線、それとアクセスしている幹線村道です。次に、緊急確保路線としまして、バス路線、集落と幹線村道を結ぶ主要集落道、それと最後に、一般除雪路線ということで、集落内

の生活道路の除雪を行っております。

中村議員ご質問の一般除雪路線につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、小型の除雪機を使いましてできる限り村内の集落内の生活道路の除雪を行っておりますけれども、集落によりましては、幅員が狭くて除雪機が進入できない、塀などがあって雪を寄せるスペースがない、開渠の水路があり除雪した雪が水路へ流れ込んでしまう。そういった理由によりまして、除雪の対象となっていない集落もございます。こうした集落につきましては、古見の方面ではアイリス古見周辺と上古見の地区内、小野沢につきましては新田地区の集落内、針尾地区につきましては集落内の南北に走る道路、西洗馬区につきましては下洗馬集落内などとなっておりますけれども、除雪機による計画がある集落につきましても、通学・通勤時間までに除雪できないこともございます。集落内の除雪につきましては、除雪機での除雪計画のあるなしにかかわらず、基本的には、そこに住む地域の皆さんが自主的に実施いただくこととしておりまして、そうした村民意識と除雪の体制づくりにつきましては、各集落で既にできているものと認識をしております。

除雪機が進入できない集落等の今後の対応につきましては、道路整備等によりまして状況が変われば除雪機による除雪を検討していきたいというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、集落内の道路を全て通勤・通学時間までに除雪するのは不可能でございます。基本的に、集落内の除雪につきましては、地域に住む皆さんが一致協力して自主的に行っていただくよう、ご協力をいただきたいと思います。と思っております。

続きまして、3つ目のご質問でございます。

除雪機の入らない場所のため、小型の除雪機の導入や除雪を外部に委託することはできないかというご質問でございますけれども、除雪に要する経費につきましては、国や県からの助成は一切ございません。全て一般財源で賄っております。経費はその年の降雪の状況によって異なりますけれども、ここ数年は約500万円から800万円で推移をしておりますけれども、過去には1,300万円かかった年もございます。今後も、こうした年になる可能性もございます。除雪費が増大しますと財政を圧迫することにもなりますので、最小限のコストで最大の効果が得られるよう、これからもできるだけ村民の皆様からご協力をいただき、除雪を行っていきたいと考えております。

除雪機の入らない場所のため、小型除雪機の導入や除雪の外部委託を行うことはできないかということでございますけれども、除雪機の入らない集落、また大雪の際には、地域の方が所有しております農業用機械、また建設機械を除雪に使用していただきますよう、村のほ

うでは農業用機械、建設機械につきましては1時間当たり1,000円、小型除雪機、トラックにつきましては1時間当たり500円をお支払いするような形で対応しております。また、今年度でございますけれども、本郷地区と新田地区では、宝くじの助成事業によりまして小型除雪機を購入して、集落内の除雪を行うこととしております。それぞれの地域で除雪の協力体制を整えていただいている状況もございますので、小型除雪機の導入や外部委託につきましては現在のところ考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、歩道の除雪の関係でございますけれども、歩道の除雪につきましては、県でも県道の歩道の除雪は行わない方針でございます。村道につきましても、歩道の除雪は原則行わない方針でございます。

通常降雪につきましては、歩道内は歩行可能であるというふうに認識しております。歩道のない通学路におきましても、通常の除雪で歩行スペースは確保できるものと考えております。ただし、大雪の際の歩道を含めた通学路の除雪につきましては、歩行スペースを確保するために、小・中学校のPTAの皆さんが自主的に除雪を行っていただいております。先般PTAの皆様と打ち合わせを行いまして、大雪のあった週の土日、祝日に除雪を行っていただくこととしまして、作業の流れ、各地区の歩道の除雪範囲等につきまして確認を行っております。こちらにつきましては、PTAのほうでも通学路の除雪には十分協力をしていただける意向でございましたので、これにつきましても外部委託等を行わないで、村民の皆様のご協力により対応してまいりたいと考えております。

なお、東電道路の歩道につきましては、自転車も通行が可能な自歩道というふうになっております。こちらにつきましては、村のほうで除雪対応をしてまいりたいというふうに考えております。また、PTAの除雪作業は、土日、祝日実施のため、平日の大雪によりまして歩行スペースが確保できない状態が生じた場合やPTAの皆さんで手が回らない場合につきましては、PTAと協議の上、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 今のお話を聞いていると、10年前も20年前も多分同じような答弁だったろうと思うんですが、私が申し上げているのは、根本的に言って、例えば、集落内の除雪機の入らない道路について、朝一にかけなんていうことを言っているわけではなくて、要

するに、それを管理する皆さんも高齢化になってきて、1日に3回も4回もかくのは大変なんだと。だから、例えば、午後でもいいから1回ぐらいかいてもらおうと随分助かると。まだ今のところ、要するに、主体性が地元にあるような言い方になっているわけ。だけど、先ほど、もとの大前提のとおり、管理の責任は村にあるわけですよ。その中で、考え方として、では、地区の人がやってくれば、おれたちは道具だけ出しますよということだけで、これからのいいのかということを知っているんです。そこをちょっとお願いしたい。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 基本的には、先ほども申し上げましたとおり、除雪は国・県からの助成等がございませんで、全て一般財源で賄っている状況もございます。以前、財政が逼迫したときもございまして、またそういったことになりかねない状況もございます。こういったところを、やはり、除雪機というか、住民の皆さんがご協力いただけるところは、ぜひご協力をいただいて取り組んでいくことが、財政面からも、そういったことが非常に大事だと思っております。

特に、高齢化というような問題につきましては、また今後検討をしていかなければならない課題ではあると思っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、地域の中で機械等があれば機械化等を図っていただくとか、やはり、高齢化の皆さんの部分については、その地区内で若い人たちが協力体制をとってやっていただくようなことも行っていただければ、村としても大変ありがたいし、そういった取り組みをぜひお願いしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） ほかの観点からいきますが、路線図は現状にあるわけですよね。それで、片方には除雪計画ということで、この中に今課長が言われたようなことが全部列挙されて、道路の扱いも全部列挙されているわけですが、では、例えば、除雪計画路線図等については、毎年見直しはあるんですか。それとも、例えば要望等を聞いて、こうやって見ても、明らかに同じような道幅のところ、片方は除雪が入って片方は入っていない。そういうところは、当然地区要望として上がってくるかもしれない。だから、そういうようなもので見直しがあるのかなのか。

それから、先ほど中学校の問題があったようだけれども、では、現状は大丈夫だという判断を行政としてもしているということ。それは教育長にお返事をもらいたい。

○議長（上條俊策君） 答弁を求めます。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 除雪計画につきましては、毎年見直しを行っております。ですので、ことし下洗馬集落内につきましては開渠の改修工事なんかを行っております、終われば除雪機による除雪も可能になると思いますので、来年度以降、除雪計画の中へ入れていくということで検討をしていく予定でございます。

それと、除雪の路線図で、細かく除雪計画が入っている集落と入っていないところがあるのではないかというご指摘でございますけれども、それにつきましては、多分、上組地区と三ヶ組地区がかなり細かく入っているというご指摘だと思います。こちらにつきましては、やはり、集落が点在しております集落間の道路が長いということと、こちらは、鎖川の右岸の山沿いというのが、どうしても冬場は日が当たらないということがございます。平地のほうは、日が当たったり緩んだりすると寄せた雪なんかも解けるということがございますけれども、やはり、三ヶ組、上組につきましては、道路上の雪、また寄せ雪なんかも非常に解けにくいということがございまして、どうしても、三ヶ組、上組地区につきましては細かい除雪が必要となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） はい。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 先ほど、今の体制について、通学路、特に集落内の入っていない道とえばおおむね想定がつくけれども、通学路が長い距離あるわけです。それで、現状は、雪の降った土日、祝日にやると。基本的にはP T Aの除雪体制だと。それで、大雪等、もっとひどい状態になったときには村と協議をして進めるんだということで、現在オーケーなんだという解釈だけれども、預かる側の教育委員会としてはどういう意見があるか聞きたいと思えます。

○議長（上條俊策君） 教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） 教育委員会としては、村、それからP T Aの関係者の皆さん方、それから一般の住民の皆さん方、そういった皆さん方の今までやってきている、そういった除雪体制については、本当に感謝を申し上げます。それで、今産業振興課長が申し上げ

ましたように、その体制は、従来の体制どおりやっていただくということが一番の基本かと私どもは思っております。ですので、これ以上の期待ということではなくて、これをしっかりやっていただきながら確保していくということでございますので、自歩道の問題もありましたけれども、十分とは言いませんけれども、その辺のところの安全は確保されると信じております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 昨年来、私どもは、各団体とか各地区でいろいろな方たちとお話し合いを持つ機会があったときに、鉢盛中学の通学路については夏冬を問わず意見が出されていると。だから、皆さんのところへは行ってないかもしれないけれども、そういうふうに思っている方たちもいると。具体的に、外部委託をしたらどうだと。そうすれば、朝の忙しい時間とか、安全性を保つことが第一だけれども、実際問題、除雪に携われない、そういう方たちもいるので、そういうことを考えると外部委託がいいだろうというご意見もあったということ、私自身も当初思っていますが。

これは何回か前に水路の改修維持のことで話が出たことがあって、質問をしたことがあるんですが、これも今の除雪と同じことで、高齢化が進んでいる中で、なかなか対処できないと。しかも、重機みたいなものを使わないと深くて仕事にならないという中で、もっぱらそのときも、例えば、受益者が負担とか、地域の人が負担するんだという説で、それ以上進まなかったと思うけれども、箱物もいいけれども、こういった、それぞれ、全員でないにしても要望がある部分については、やはり、これはこれから拾って行って、それで、それこそ暮らしやすい、住みやすい村づくりと、こういうことであると思いますので、ことしの冬は、今回については間に合わないでしょうが、ぜひ来年以降にご検討いただくことをお願いして、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで中村賢郎君の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時22分

平成25年第4回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成25年12月17日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 常任委員長の報告

第4 常任委員長報告の質疑、採決

第5 議案第71号から議案第76号の質疑、討論、採決

(追加付議事件)

第6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第7 議案第77号 平成25年度朝日村簡易水道再編推進事業(統合簡易水道)機械電気
設備改良工事変更請負契約について

第8 議案提案説明

第9 議案内容説明

第10 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第77号の質疑、討論、
採決

第11 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
総務課長兼 会計管理者	塩原忠男君	住民福祉課長	上條幸代君
会計課長	筒井貞子君	産業振興課長	上條晴彦君

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

10番 塩原正由君

1番 中村賢郎君

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員会委員長、齊藤勝則君。

〔社会文教常任委員長 齊藤勝則君登壇〕

○社会文教常任委員長（齊藤勝則君） それでは、ただいまより社会文教常任委員会、陳情審査の委員長報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告をいたします。

委員会は12月10日に開催し、慎重審査の結果、陳情第8号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書については、さらに慎重に審議するために継続審査といたしました。

審査の主な経過を申し上げますと、陳情提出者の説明もなく、委員会で慎重に審議はいたしましたが、介護保険の変更点など具体的な内容が厚労省など国から市町村にいまだおりてきていない現時点では時期尚早とし、さらにしっかり検討を深める必要があるということで、継続審査といたしました。

以上、委員会の報告を終わります。

◎常任委員長報告の質疑、採決

○議長（上條俊策君） 社会文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第8号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。委員長の報告のとおり継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認め、陳情第8号を継続審査に付することにいたします。

◎議案第71号から議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第5、議案第71号から議案第76号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第71号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成25年度朝日村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成25年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成25年度朝日村下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 9時09分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時13分

○議長（上條俊策君） これより本会議を再開します。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第77

号の上程

○議長（上條俊策君） 日程第6、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第7、議案第77号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第8、ただいま提出されました人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてと議案第77号について、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました案件は、人事1件、契約1件の計2件でございます。

まず、人事案件でございますが、人権擁護委員の推薦でございます。現在の委員の任期が来る3月31日までとなっております。人権擁護委員法に基づき中古見の近藤正治さんを引き続き推薦をしたいので、議会の意見を願います。

次に、議案第77号の工事請負変更契約につきましては、国の経済対策で昨年度繰り越し事業となっております。簡易水道事業の追加整備の増額に伴いまして、地方自治法及び条例の定めるところにより議会の議決を求めます。なお、担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第9、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時16分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時21分

○議長（上條俊策君） これより本会議を再開いたします。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第77

号の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第10、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第77号の質疑、討論、採決を行います。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

お諮りします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は、適任としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は適任とす

ることに決定いたしました。

続いて、議案第77号 平成25年度朝日村簡易水道再編推進事業（統合簡易水道）機械電気設備改良工事変更請負契約についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上條俊策君） 日程第11、議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（上條俊策君）　ここで、村長より挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長　中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会されました今期定例会も本日をもちまして閉会となるわけでございます。議員の皆様におかれましては13日間に及ぶ会期中、補正予算を含め熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今議会で決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行するとともに、村政全般にわたるご意見、ご提言につきましても今後検討をさせていただき、当面しております懸案事項について全力で取り組んでまいる所存でございます。

また、ただいま適任とお認めをいただきました近藤正治さんの人権擁護委員につきましては、法務省へ推薦してまいる所存でございます。

終わりに当たりまして議員の皆様におかれましては、時節柄健康にはご留意をいただき、よき新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（上條俊策君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成25年第4回朝日村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前　9時27分

平成二十五年 第四回〔十二月〕定例会

朝日村議会会議録

平成二十五年 第四回〔十二月〕定例会

朝日村議会会議録